別記様式第１号の２

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

広島工業大学収容定員関係学則変更届出書

令和5年6月27日

文 部 科 学 大 臣　殿

学校法人鶴学園
理事長　鶴　　衛

このたび、広島工業大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第４条第２項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事項	記入欄	備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾂﾙｶﾞｸｴﾝ 学校法人　鶴学園	
フリガナ 大学の名称	ﾋﾛｼﾏｺｳｷﾞｮｳﾀﾞｲｶﾞｸ 広島工業大学　(Hiroshima Institute of Technology)	
大学本部の位置	広島県広島市佐伯区三宅二丁目1番1号	
大学の目的	本大学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園伝統の精神に基づいて、工学、情報学、環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	
新設学部等の目的	入学定員は、人材養成の社会的要請に応えるため、社会情勢の変化や高校生の志願動向等を踏まえ適宜調整する必要があり、このため令和6年度以降の入学定員及び収容定員について、工学部の3学科について、現状に即するよう適性化を図る。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	年	人	年次 人	人		年　月 第　年次	
工学部 ［Faculty of Engineering］							
電子情報工学科 ［Department of Electronics and Computer Engineering］	4	90 (70)	—	360 (280)	学士（工学） ［Bachelor of Engineering］	令和6年4月 第1年次	広島県広島市佐伯区三宅二丁目1番1号
機械システム工学科 ［Department of Mechanical Systems Engineering］	4	110 (120)	—	440 (480)	学士（工学） ［Bachelor of Engineering］	令和6年4月 第1年次	同上
知能機械工学科 ［Department of Intelligent Mechanical Engineering］	4	80 (90)	—	320 (360)	学士（工学） ［Bachelor of Engineering］	令和6年4月 第1年次	同上
計		—	—	—			

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	備考
令和6年4月　収容定員の変更 工学部　電子情報工学科　〔定員増〕（ 20） 工学部　機械システム工学科　〔定員減〕（△10） 工学部　知能機械工学科　〔定員減〕（△10）	

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数 講義	演習	実験・実習	計	卒業要件単位数
	科目	科目	科目	科目	単位

教員組織の概要

学部等の名称		専任教員等 教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
		人	人	人	人	人	人	人
新設分	工学部　電子情報工学科	7 (7)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	60 (60)
新設分	工学部　機械システム工学科	11 (11)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	78 (78)
新設分	工学部　知能機械工学科	10 (10)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	63 (63)
新設分	計	28 (28)	10 (10)	1 (1)	1 (1)	40 (40)	0 (0)	201 (201)
既設分	工学部　電気システム工学科	8 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	61 (61)
既設分	工学部　環境土木工学科	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	69 (69)
既設分	工学部　建築工学科	9 (9)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	72 (72)
既設分	情報学部　情報工学科	9 (9)	5 (5)	1 (1)	3 (3)	18 (18)	0 (0)	64 (64)
既設分	情報学部　情報コミュニケーション学科	11 (11)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	63 (63)
既設分	環境学部　建築デザイン学科	8 (8)	6 (6)	2 (2)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	87 (87)
既設分	環境学部　地球環境学科	5 (5)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	63 (63)
既設分	生命学部　生体医工学科	4 (4)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	56 (56)
既設分	生命学部　食品生命科学科	7 (7)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	64 (64)
既設分	計	69 (69)	49 (49)	7 (7)	7 (7)	132 (132)	0 (0)	599 (599)
合計		97 (97)	59 (59)	8 (8)	8 (8)	172 (172)	0 (0)	800 (800)

教員以外の職員の概要	職種	専任	兼任	計	
	事務職員	41 人 (41)	25 人 (25)	66 人 (66)	
	技術職員	8 (8)	2 (2)	10 (10)	
	図書館専門職員	1 (1)	0 (0)	1 (1)	
	その他の職員	1 (1)	3 (3)	4 (4)	
	計	51 (51)	30 (30)	81 (81)	

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	189,129.87㎡	㎡	㎡	189,129.87㎡	借用面積：8111.49㎡ 借用期間：20年
	運動場用地	93,046.75㎡	㎡	㎡	93,046.75㎡	借用面積：10131.06㎡ 借用期間：30年
	小計	282,176.62㎡	㎡	㎡	282,176.62㎡	借用面積：2024.56㎡ 借用期間：50年
	その他	96,813.12㎡	㎡	㎡	96,813.12㎡	
	合計	378,989.74㎡	㎡	㎡	378,989.74㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	124,460.41㎡ (124,460.41㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	124,460.41㎡ (124,460.41㎡)	借用面積：1408.31㎡ 借用期間：20年 借用面積：7679.79㎡ 借用期間：30年

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)	

専任教員研究室	新設学部等の名称	室数	
		室	

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	( )	
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	( )	

図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数	
	㎡			

体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	

経費の見積及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
経費の見積り	教員１人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	－	－	
	共同研究費等		－	－	－	－	－	－	
	図書購入費	－	－	－	－	－	－	－	
	設備購入費	－	－	－	－	－	－	－	

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	1340 千円	1380 千円	1380 千円	1380 千円	－	－

学生納付金以外の維持方法の概要	－

	大学の名称	広島工業大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
既設大学等の状況	工学部						1.01		広島県広島市佐伯区三宅2丁目1番1号	
	電子情報工学科	4	70	2年次又は3年次若干名	280	学士（工学）	1.10	平成12年度		
	電気ｼｽﾃﾑ工学科	4	90	2年次又は3年次若干名	360	学士（工学）	0.98	平成12年度		
	機械ｼｽﾃﾑ工学科	4	120	2年次又は3年次若干名	480	学士（工学）	0.92	平成12年度		
	知能機械工学科	4	90	2年次又は3年次若干名	360	学士（工学）	0.91	平成12年度		
	環境土木工学科	4	70	2年次又は3年次若干名	280	学士（工学）	1.06	平成28年度		
	建築工学科	4	120	2年次又は3年次若干名	460	学士（工学）	1.11	平成18年度		令和4年度入学定員増（10人）
	情報学部						1.09		同上	
	情報工学科	4	110	2年次又は3年次若干名	440	学士（情報学）	1.10	平成18年度		
	情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科	4	110	2年次又は3年次若干名	440	学士（情報学）	1.05	令和2年度		
	知的情報ｼｽﾃﾑ学科	4	－	－	－	学士（情報学）	－	平成18年度		令和2年度より学生募集停止
	環境学部						1.05		同上	
	建築ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科	4	100	2年次又は3年次若干名	420	学士（環境学）	1.07	平成28年度		令和4年度入学定員増（10人）
	地球環境学科	4	70	2年次又は3年次若干名	280	学士（環境学）	1.01	平成18年度		
	生命学部						0.75		同上	
	生体医工学科	4	60	2年次又は3年次若干名	240	学士（生体医工学）	0.64	平成24年度		
	食品生命科学科	4	60	2年次又は3年次若干名	280	学士（食品生命科学）	0.84	平成24年度		令和4年度入学定員減（△20人）
	大学院工学系研究科								同上	
	博士後期課程						0.12			
	知的機能科学専攻	3	8	－	24	博士（工学）	0.12	平成20年度		
	博士前期課程						0.88			
	電気電子工学専攻	2	10	－	20	修士（工学）	1.85	平成20年度		
	機械ｼｽﾃﾑ工学専攻	2	10	－	20	修士（工学）	0.80	平成20年度		
	建設工学専攻	2	10	－	20	修士（工学）	0.35	平成20年度		
	情報ｼｽﾃﾑ科学専攻	2	10	－	20	修士（情報学）	0.60	平成20年度		
	環境学専攻	2	10	－	20	修士（環境学）	1.60	平成20年度		
	生命機能工学専攻	2	10	－	20	修士（工学）	0.10	平成28年度		
附属施設の概要		該当なし								

（注）
1　共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
3　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
4　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
6　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人鶴学園　収容定員に変更に関わる組織の移行表

令和5年度

	入学定員	編入学定員	収容定員
広島工業大学			
工学部			
電子情報工学科	70	—	280
電気システム工学科	90	—	360
機械システム工学科	120	—	480
知能機械工学科	90	—	360
環境土木工学科	70	—	280
建築工学科	120	—	480
情報学部			
情報工学科	110	—	440
情報コミュニケーション学科	100	—	400
環境学部			
建築デザイン学科	110	—	440
地球環境学科	80	—	320
生命学部			
生体医工学科	60	—	240
食品生命科学科	60	—	240
計	1,080		4,320

	入学定員	編入学定員	収容定員
広島工業大学			
大学院工学系研究科			
博士後期課程	8	—	24
知的機能科学専攻			
博士前期課程			
電気電子工学専攻	10	—	20
機械システム工学専攻	10	—	20
建設工学専攻	10	—	20
情報システム科学専攻	10	—	20
環境学専攻	10	—	20
生命機能工学専攻	10	—	20
計	68		144

令和6年度

	入学定員	編入学定員	収容定員	
広島工業大学				
工学部				
電子情報工学科	90	—	360	定員変更(20)
電気システム工学科	90	—	360	
機械システム工学科	110	—	440	定員変更(△10)
知能機械工学科	80	—	320	定員変更(△10)
環境土木工学科	70	—	280	
建築工学科	120	—	480	
情報学部				
情報工学科	110	—	440	
情報コミュニケーション学科	100	—	400	
環境学部				
建築デザイン学科	110	—	440	
地球環境学科	80	—	320	
生命学部				
生体医工学科	60	—	240	
食品生命科学科	60	—	240	
計	1,080		4,320	

	入学定員	編入学定員	収容定員
広島工業大学			
大学院工学系研究科			
博士後期課程	8	—	24
知的機能科学専攻			
博士前期課程			
電気電子工学専攻	10	—	20
機械システム工学専攻	10	—	20
建設工学専攻	10	—	20
情報システム科学専攻	10	—	20
環境学専攻	10	—	20
生命機能工学専攻	10	—	20
計	68		144

広島県における位置関係の図面

広域マップ

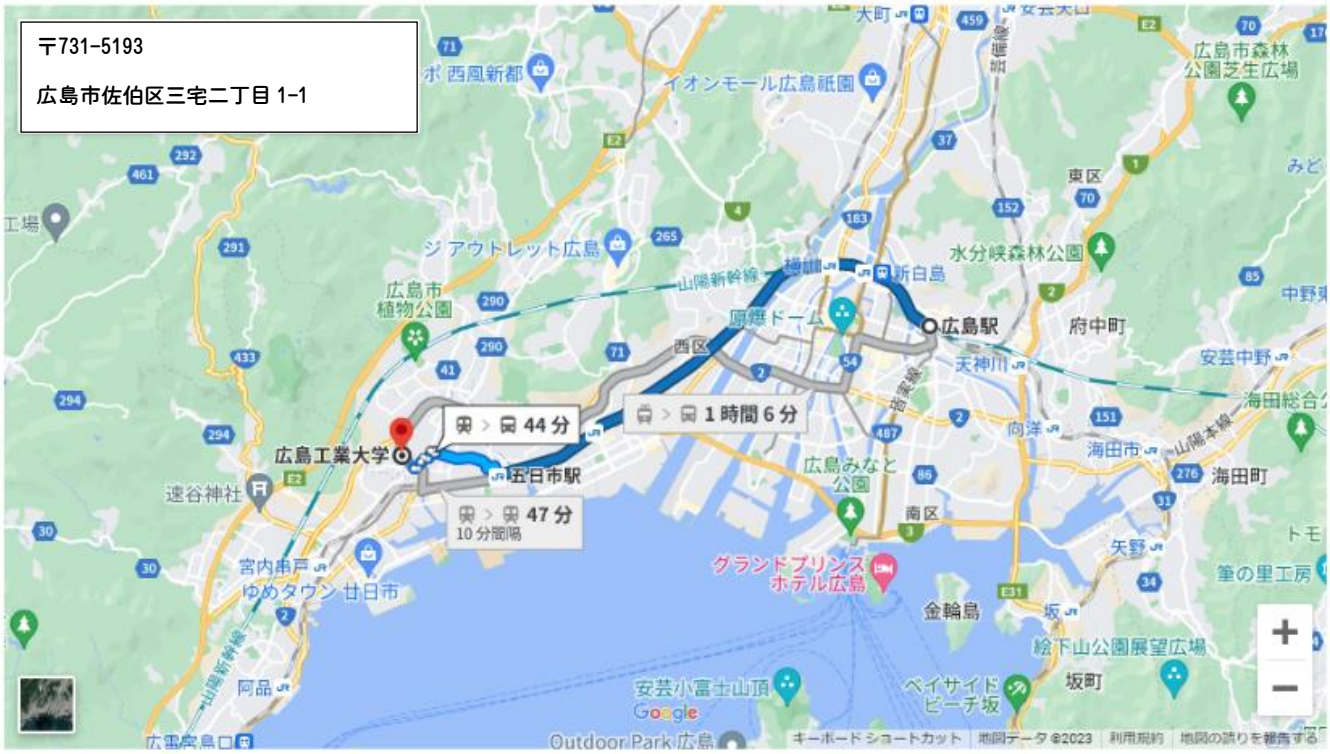

五日市駅から

電車

広電（広島電鉄）宮島線「広電宮島口」方面行きに乗車

⇓

「楽々園」下車

⇓

徒歩15分

バス

五日市駅南口発「楽々園」経由「東観音台団地」「湯来温泉」方面行きに乗車

⇓

「広島工大入口」下車

⇓

徒歩3分

タクシー

タクシー乗車（約12分、約900円）

廿日市駅から

タクシー乗車（約10分、約800円）

広島工業大学 沼田キャンパス 交通案内図

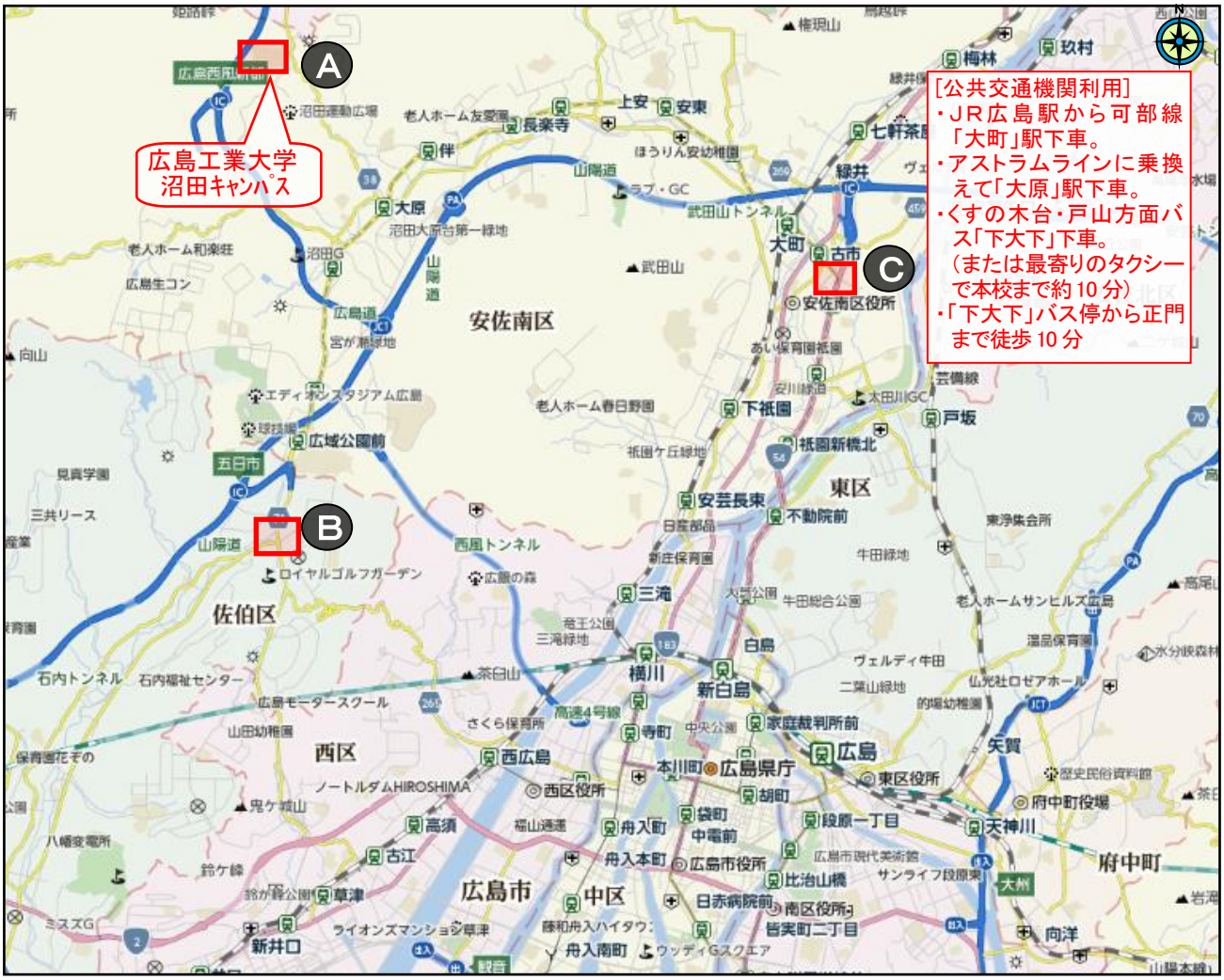

■校舎・運動場等の配置図

（五日市キャンパス　校地図）

赤ラインが敷地を示す

校舎敷地	116,281.73	㎡
運動場用地	30,745.06	㎡
その他	22,913.37	㎡
その他校舎周辺	9,595.72	㎡
合計	179,535.88	㎡

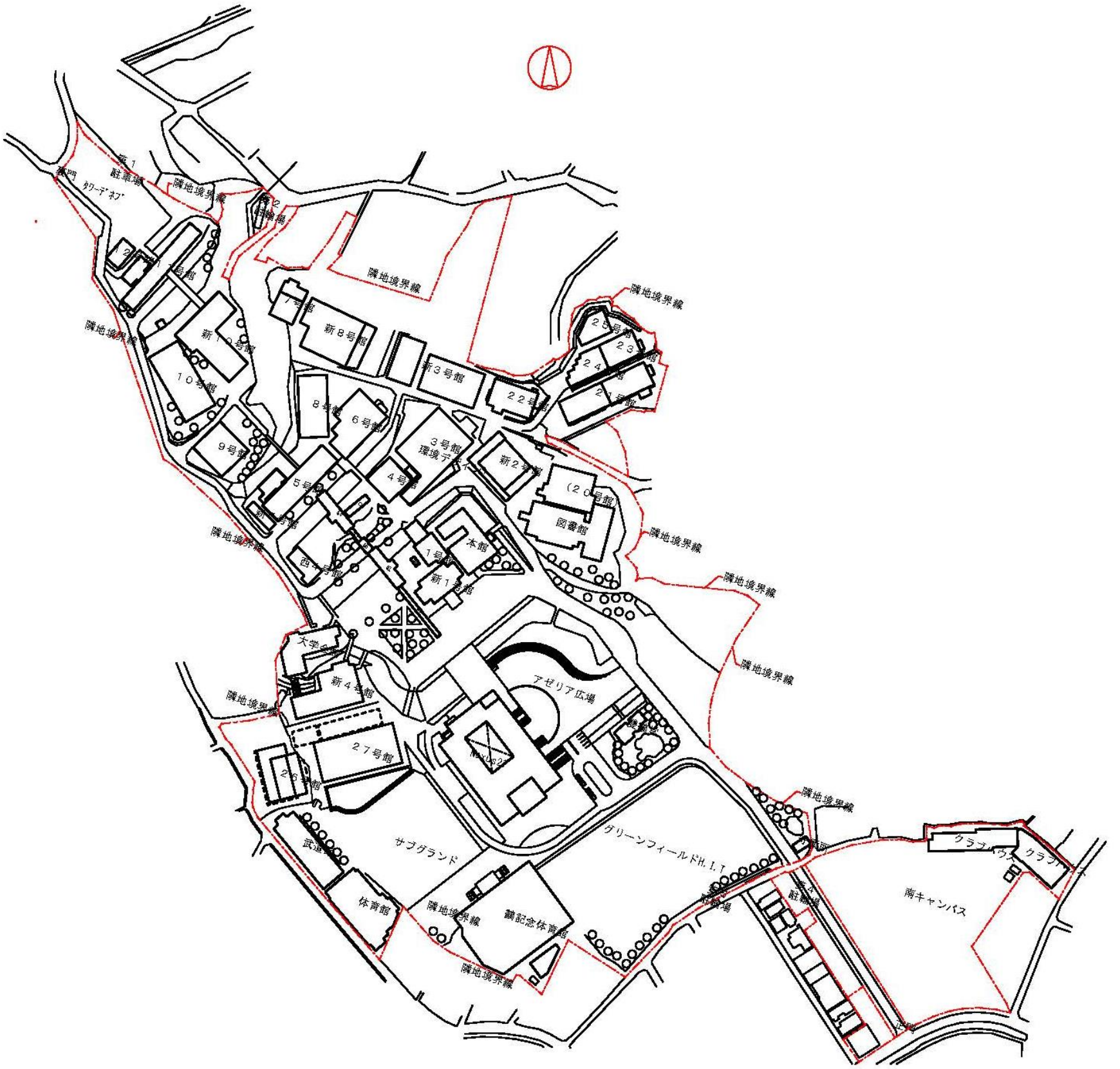

■校舎の面積

（広島工業大学　五日市キャンパス）

赤ラインが敷地を示す

五日市キャンパス		専用 校舎（㎡）
1	Nexus21	35,195.32
2	本館	3,169.63
3	新１号館	7,173.81
4	新２号館	3,964.98
5	３号館	5,079.34
6	新３号館研究	1,644.95
7	新３号館実験	3,302.32
8	４号館	954.84
9	新４号館	6,492.86
10	西４号館	1,065.12
11	５号館	2,196.40
12	６号館	5,593.64
13	７号館	1,499.24
14	８号館	2,859.74
15	新８号館	4,086.48
16	９号館	2,049.48
17	１０号館	2,792.35
18	新１０号館	3,754.94
19	１６号館	1,998.40
20	２０号館	5,510.01
21	２１号館	4,126.00
22	２２号館	1,390.16
23	２３号館	1,211.45
24	２４号館	1,544.98
25	２５号館	623.63
26	２６号館	5,785.39
27	27号館	4,803.33
28	図書館	4,091.78
29	食品実験棟	499.84
	計	124,460.41

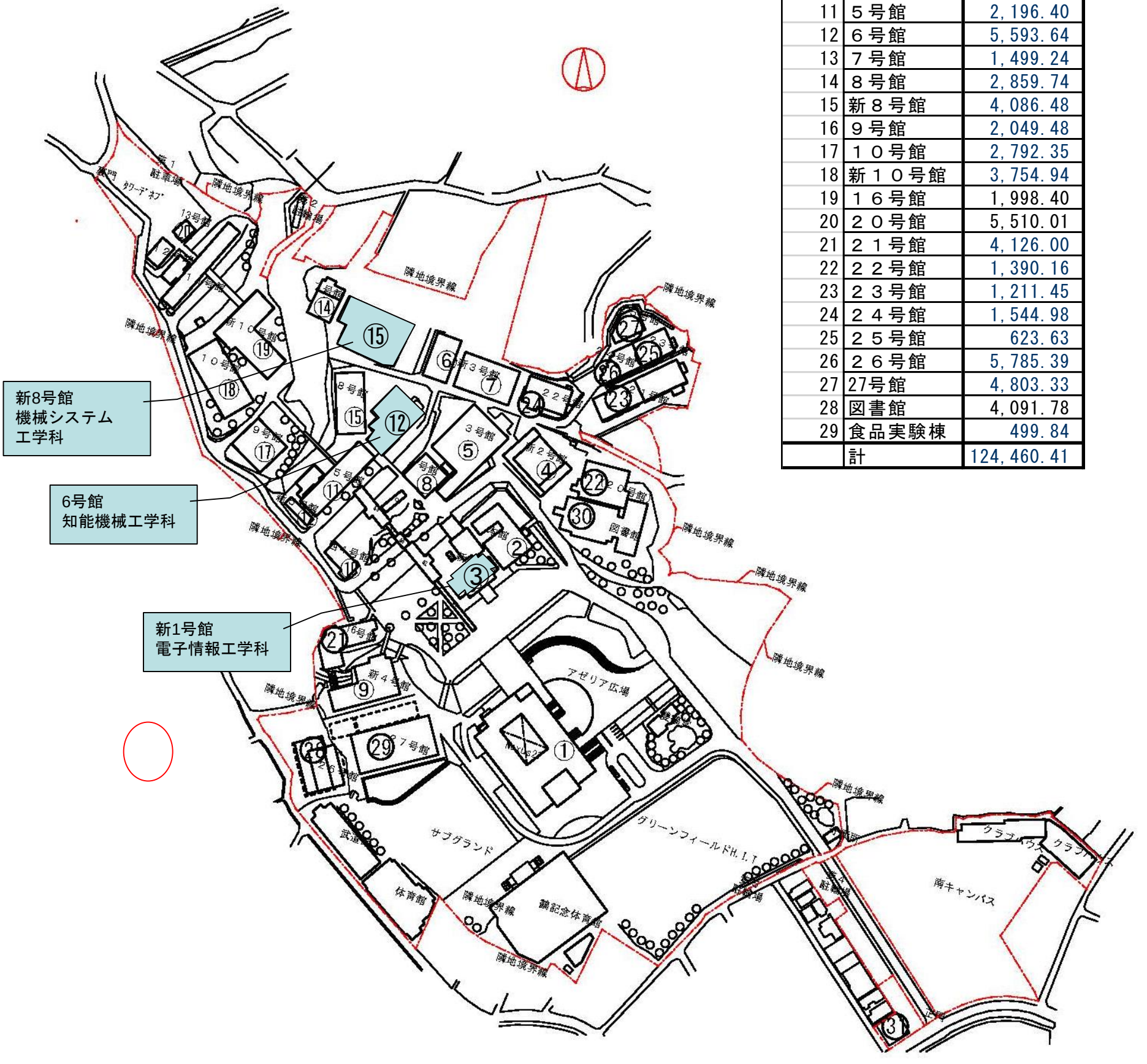

■校舎・運動場等の配置図

（広島工業大学　沼田キャンパス　校地図）

校舎敷地	72,848.14	㎡
運動場用地	62,301.69	㎡
その他	64,304.03	㎡
合計	199,453.86	㎡

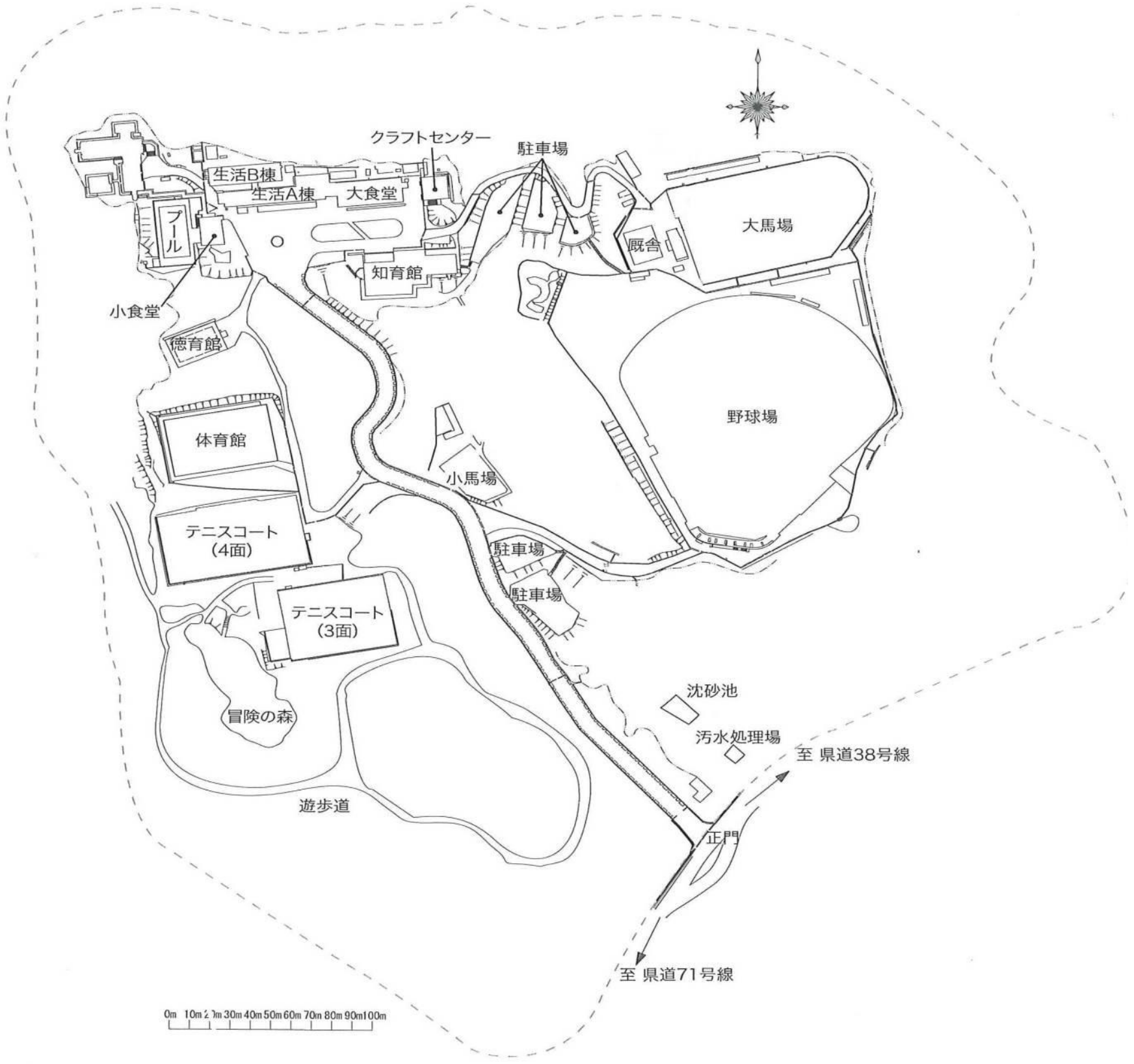

■校舎の面積

（広島工業大学　沼田キャンパス）

校舎面積		
	建物名	面積（㎡）
①	知育館	2,856.71
②	徳育館	258.00
③	ｸﾗﾌﾄｾﾝﾀｰ	559.18
④	小食堂	230.11
⑤	体育館	1,548.23
⑥	生活A棟	1,594.92
⑦	生活B棟	1,075.04
⑧	生活C棟（管理棟含	1,497.31
⑨	厩舎（大）	266.49
⑩	厩舎（小）	66.00
	その他	292.15
	合計	10,244.14

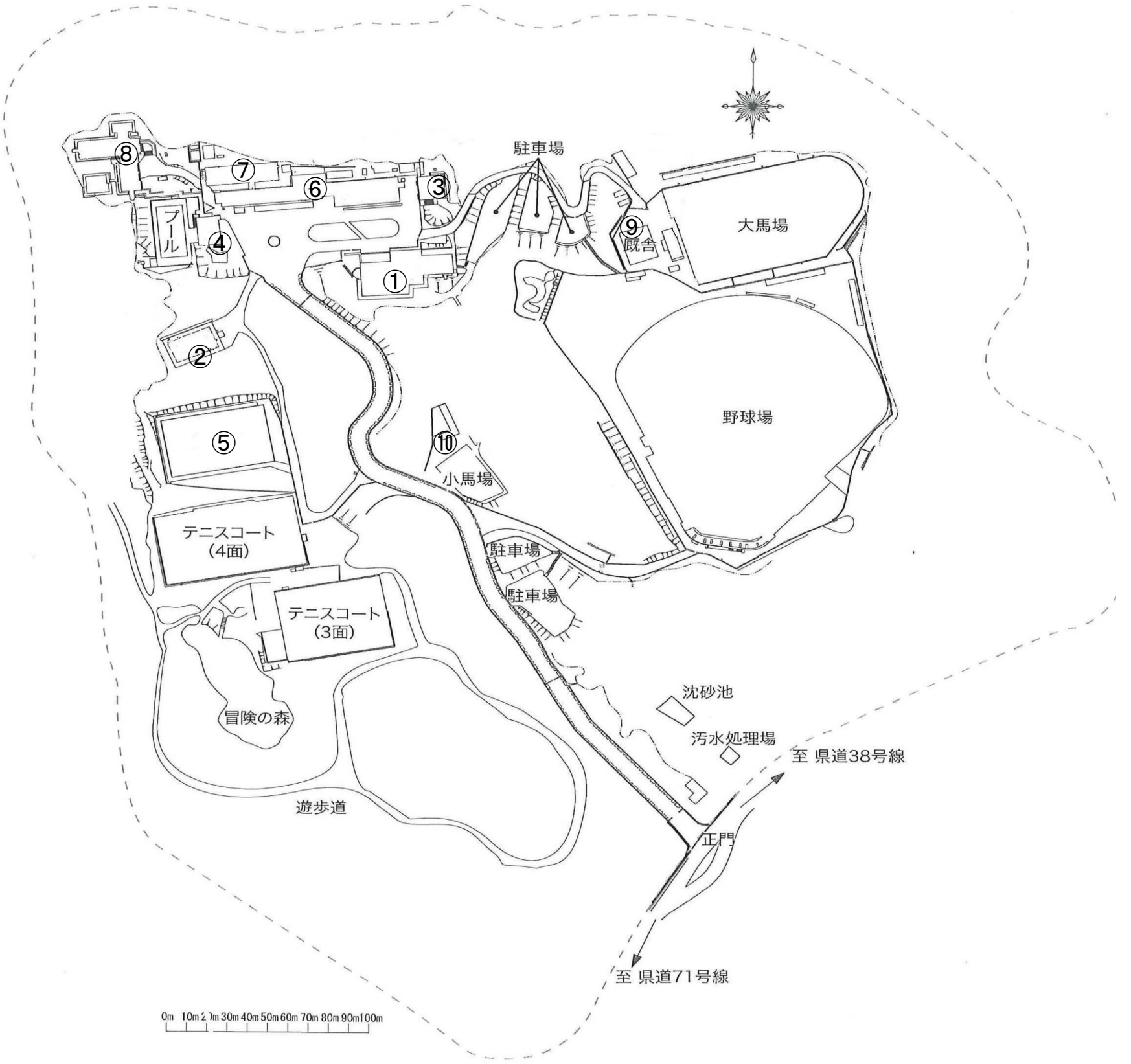

キャンパス案内

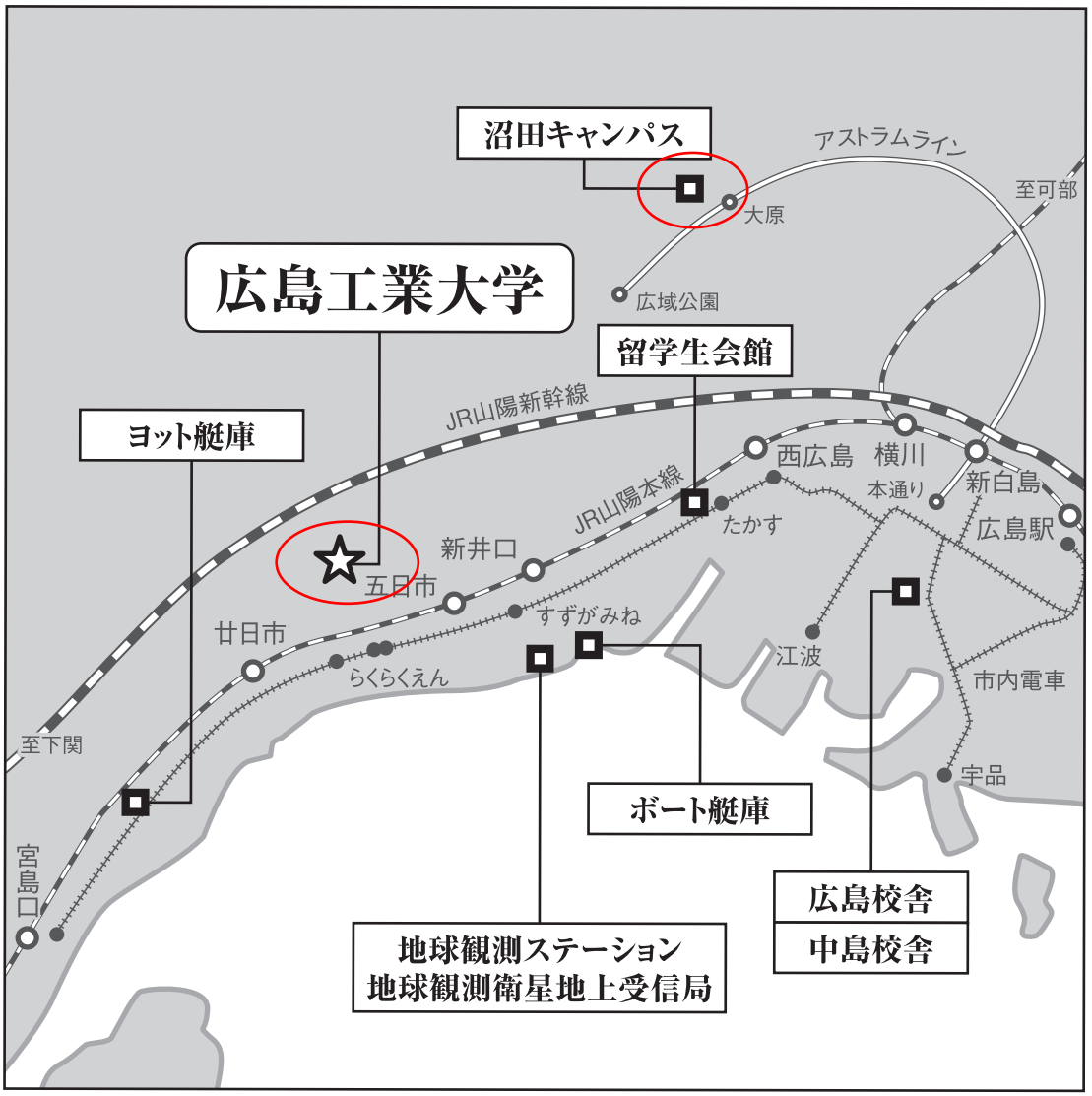
沼田キャンパス
アストラムライン
至可部
大原
広域公園
広島工業大学
留学生会館
JR山陽新幹線
ヨット艇庫
西広島
横川
新白島
本通り
JR山陽本線
たかす
広島駅
新井口
五日市
すずがみね
廿日市
江波
らくらくえん
市内電車
至下関
宇品
ボート艇庫
宮島口
広島校舎
中島校舎
地球観測ステーション
地球観測衛星地上受信局

—図面—8—

申請等に係る学科が使用する建物

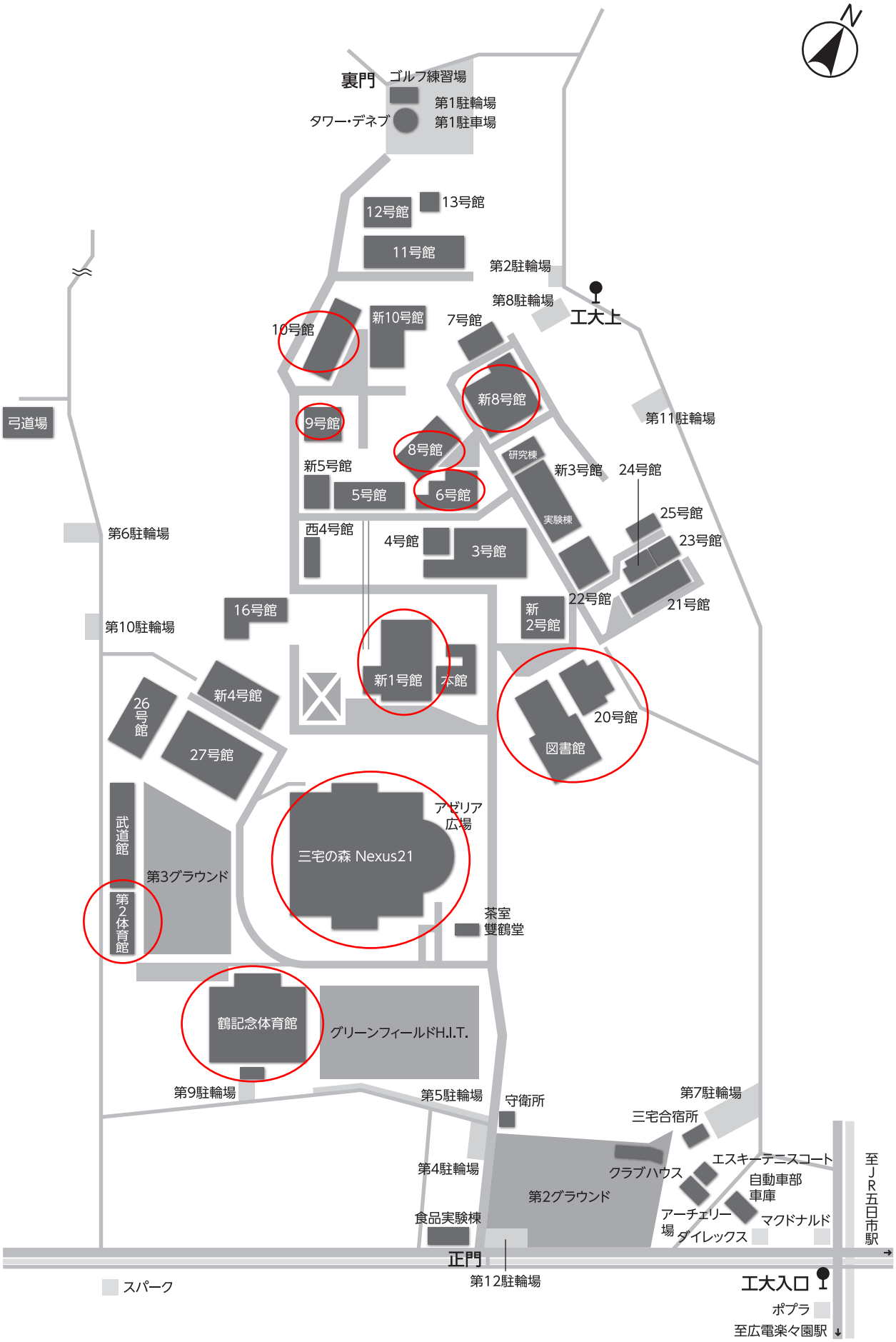

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

三宅の森 Nexus 21

2 階

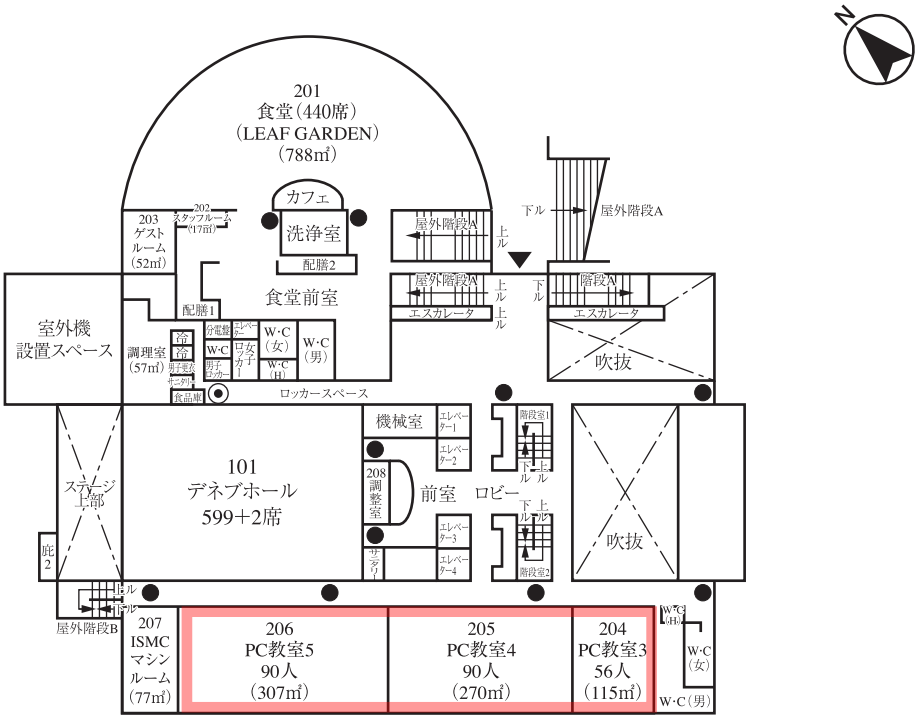

1 階

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

三宅の森 Nexus 21

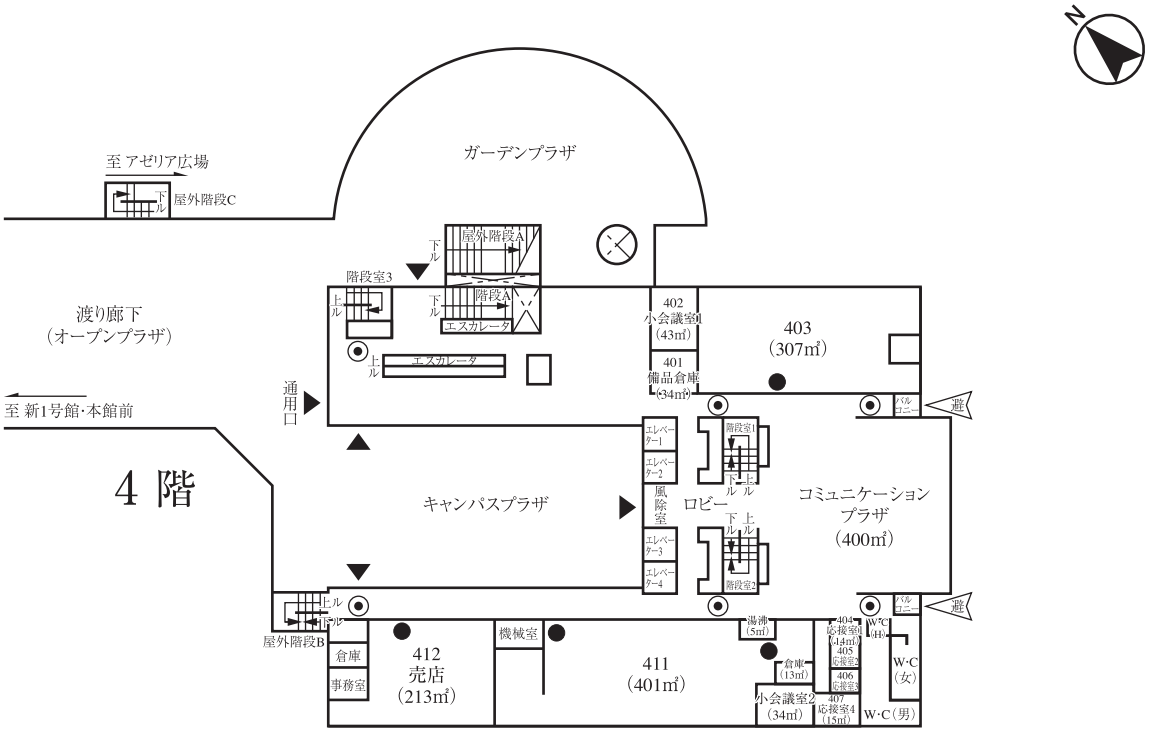

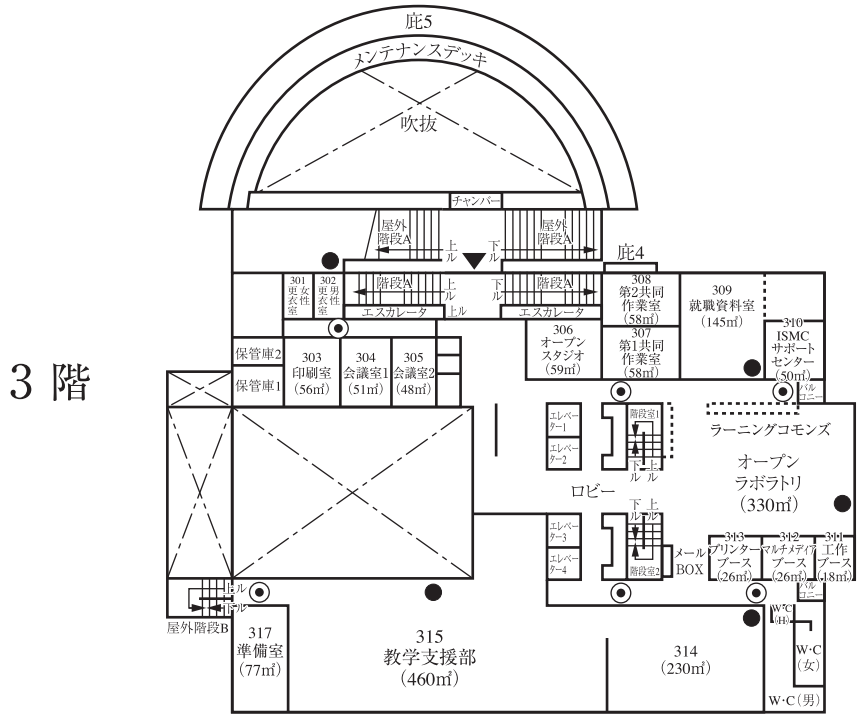

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

三宅の森 Nexus 21

6 階

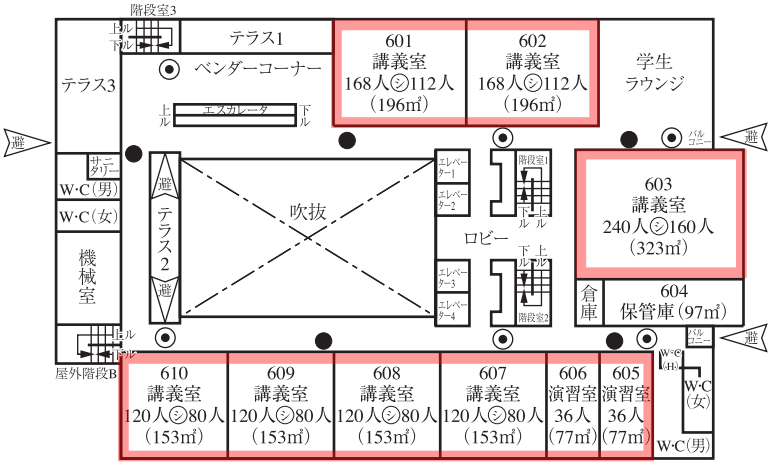

5 階

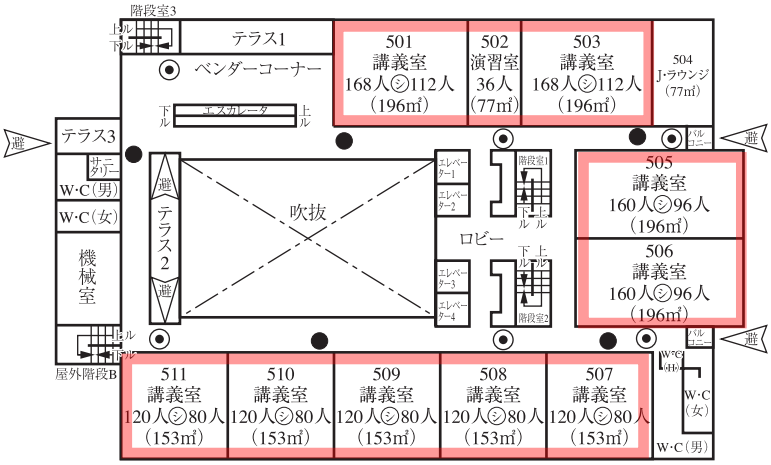

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
避 避難器具
㋝ 試験時収容人員

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

三宅の森 Nexus 21

8 階

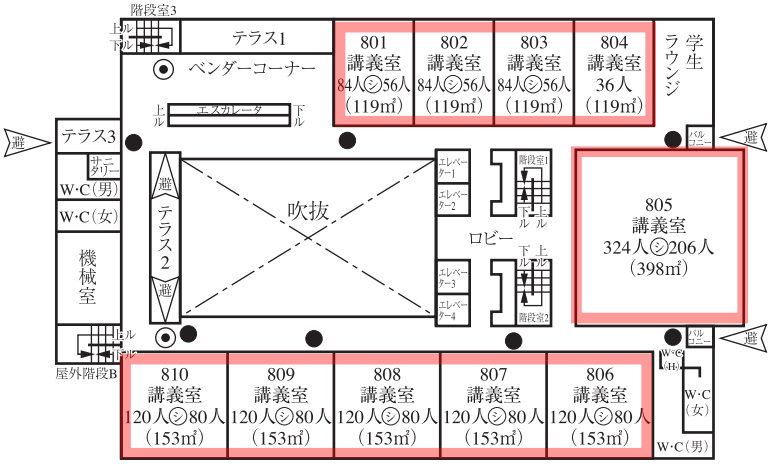

7 階

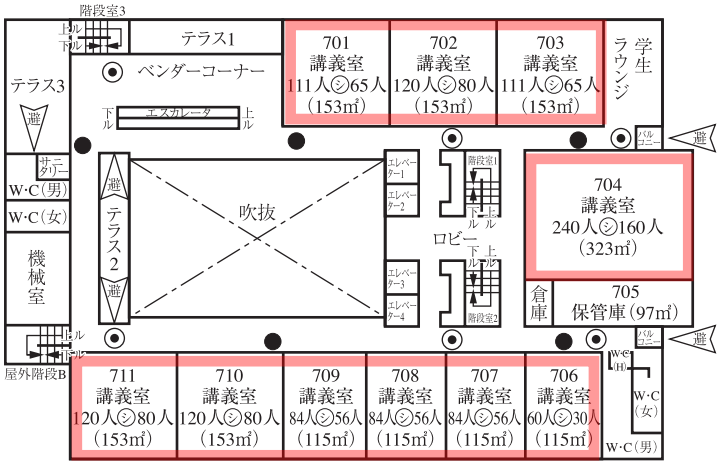

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
避 避難器具
㊥ 試験時収容人員

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

三宅の森 Nexus 21

10 階

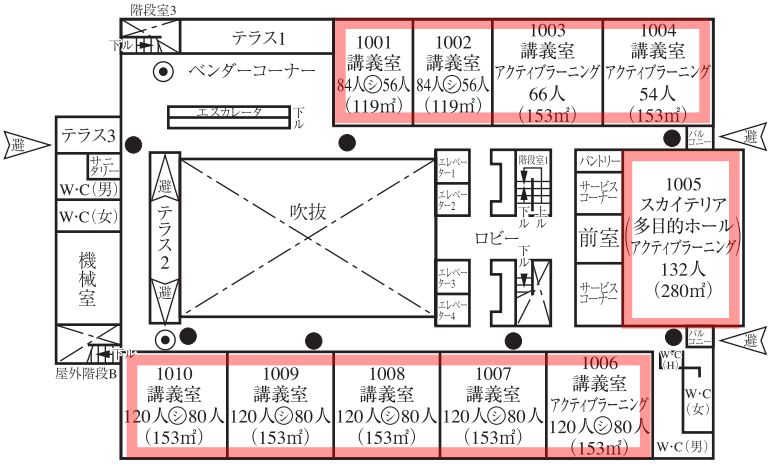

9 階

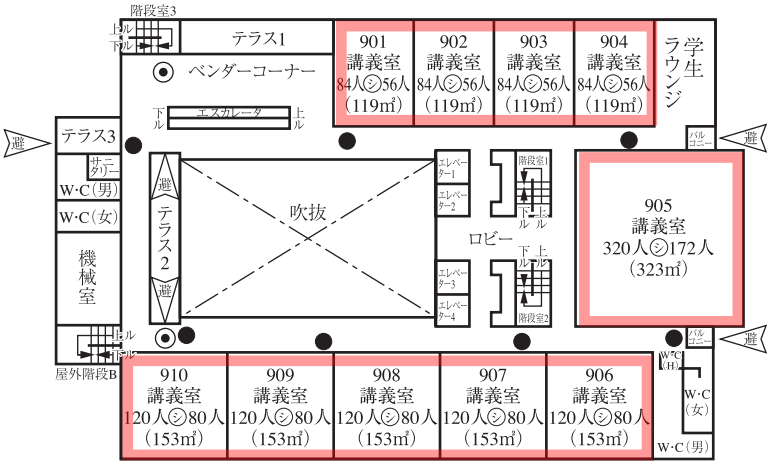

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
避 避難器具
㊥ 試験時収容人員

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

本館・新1号館

（電子情報工学科）

3 階

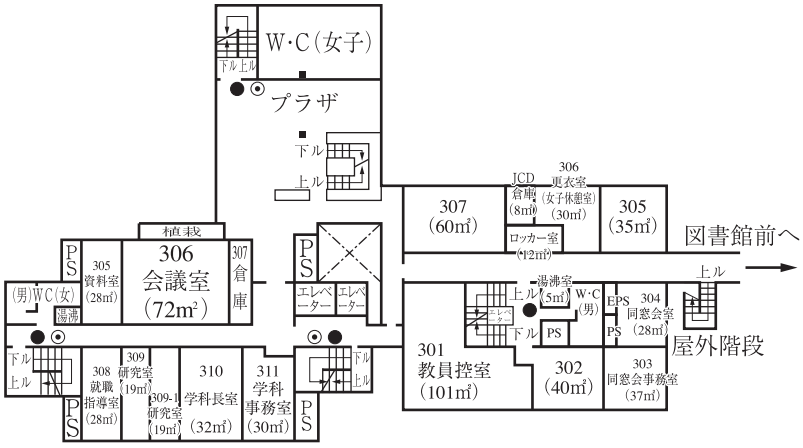

2 階

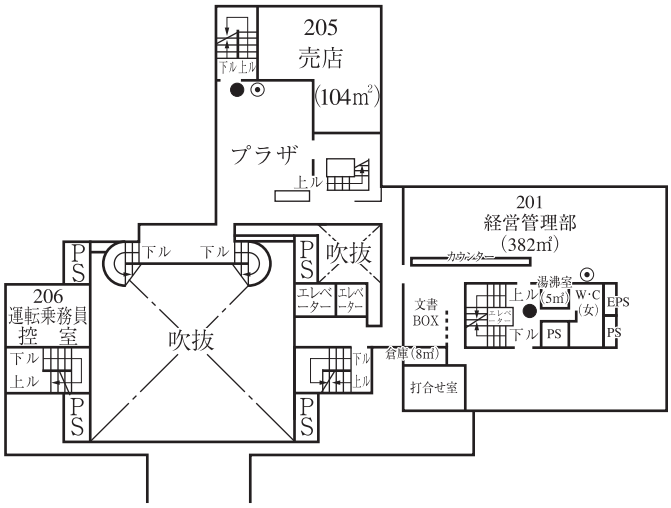

1 階

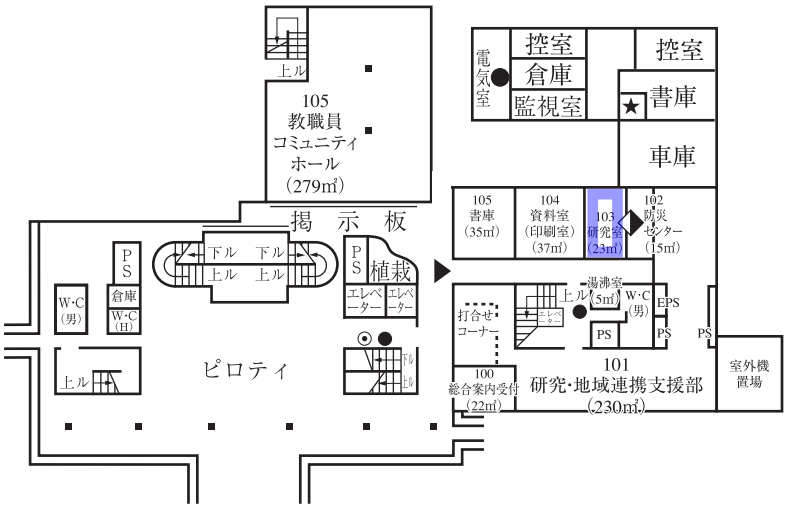

地 階

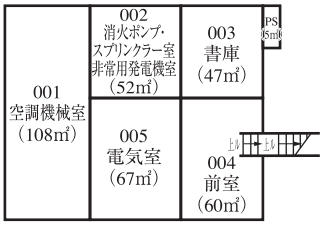

- ● 消火器
- ⦿ 屋内消火設備（放水器）
- ★ 〃 （ポンプ）
- ▲ 建物入口
- ◧ 自動火災報知器盤（新1号館と共用）

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

本館・新1号館

（電子情報工学科）

6 階

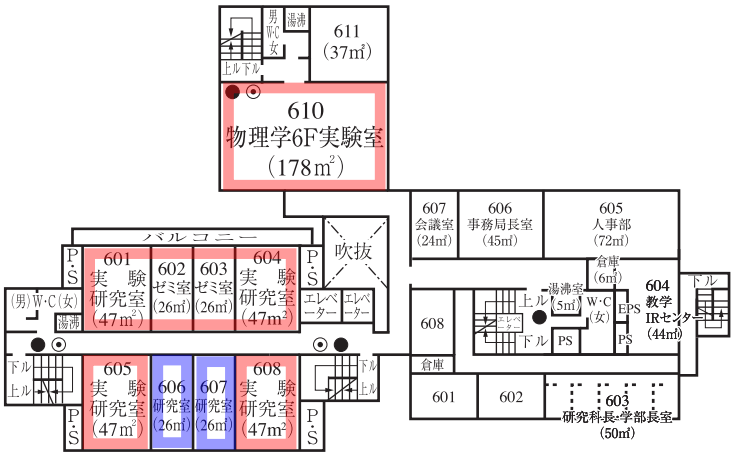

5 階

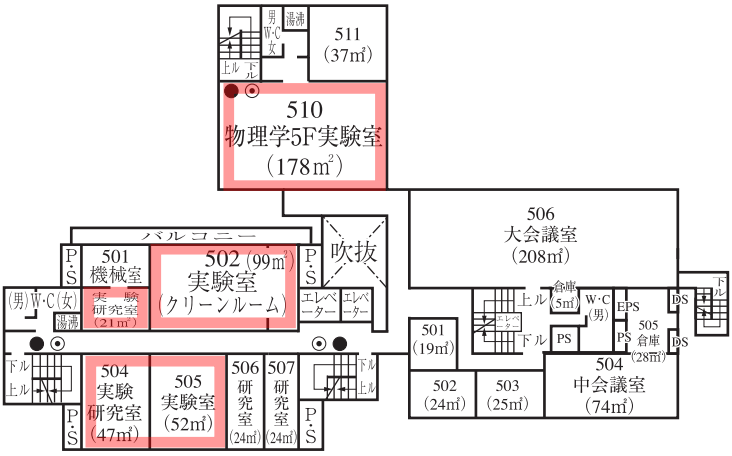

4 階

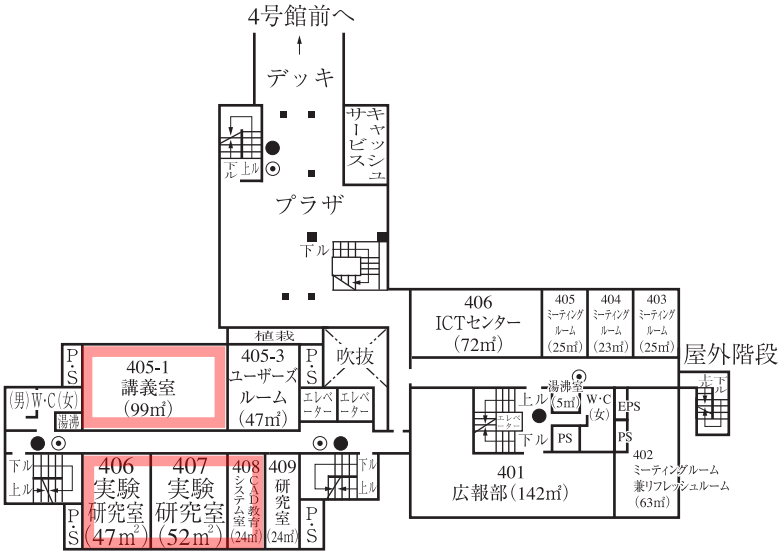

● 消火器

⊙ 屋内消火設備（放水器）

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

新1号館

（電子情報工学科）

9 階

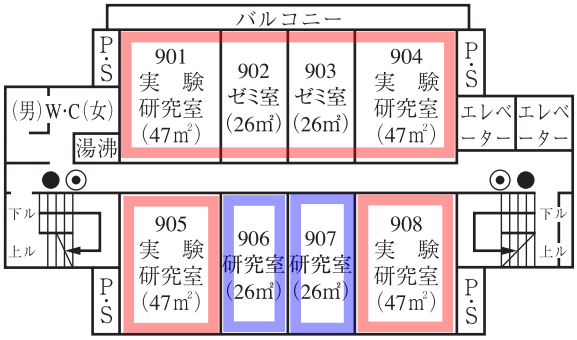

8 階

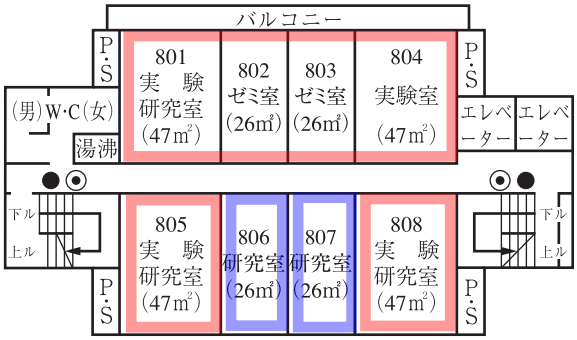

7 階

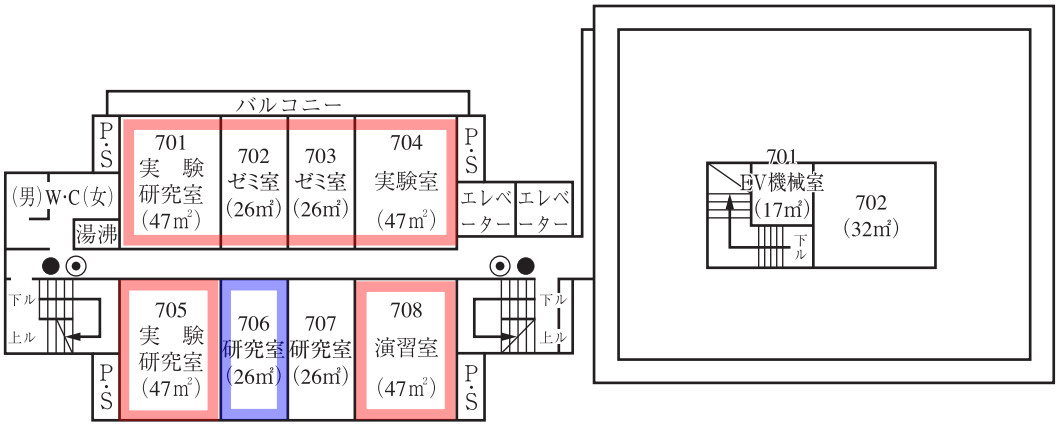

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

新1号館

（電子情報工学科）

12 階

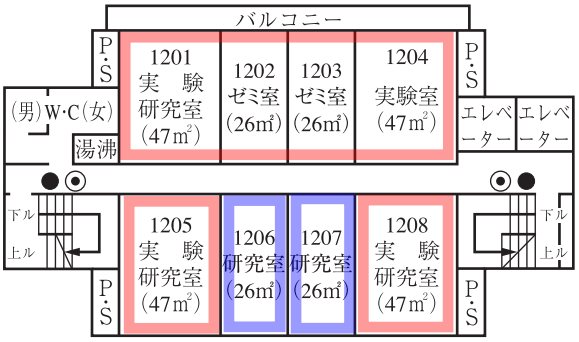

11 階

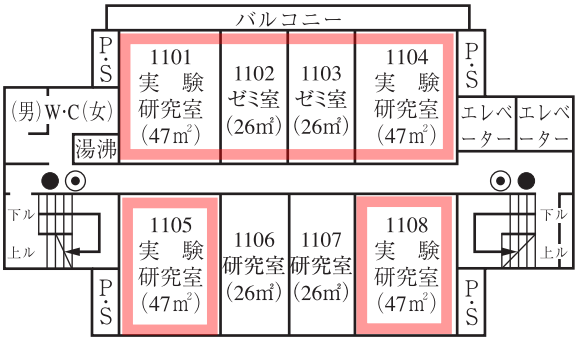

10 階

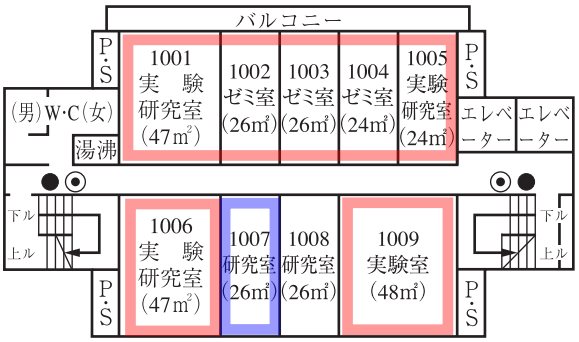

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

4号館

2 階

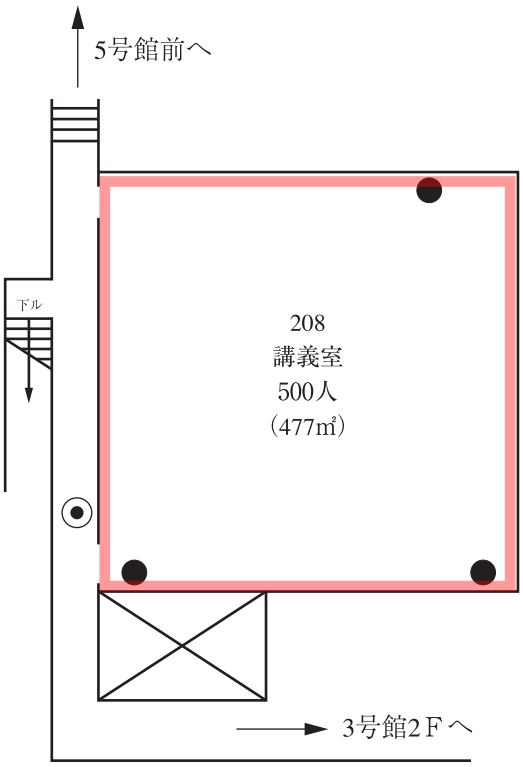

1 階

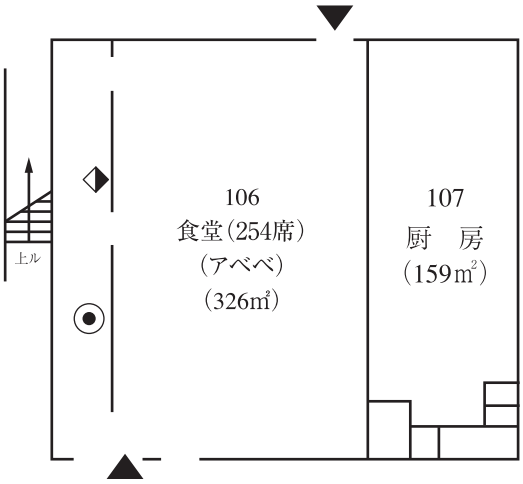

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

6号館

（知能機械工学科）

3 階

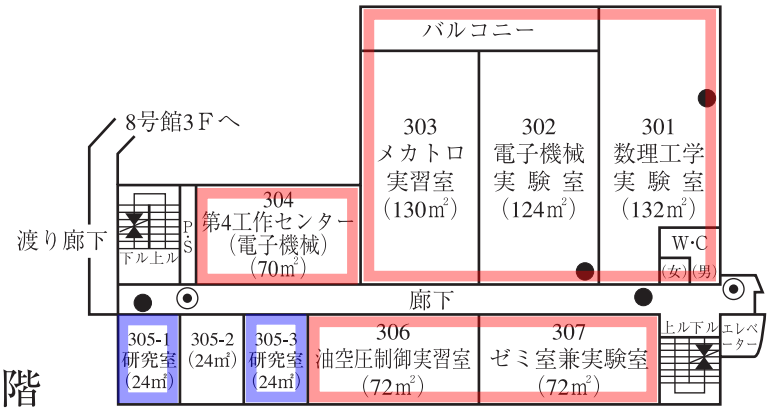

2 階

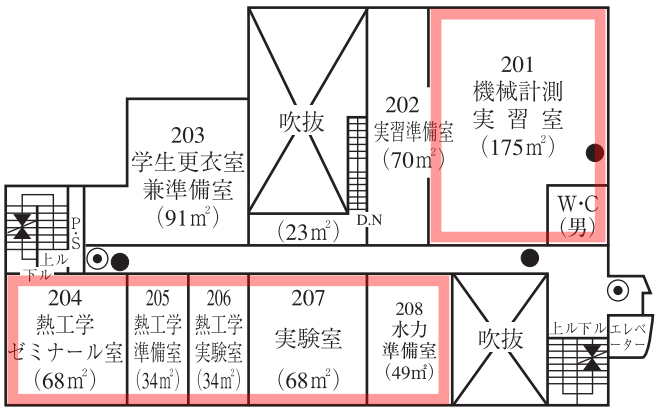

1 階

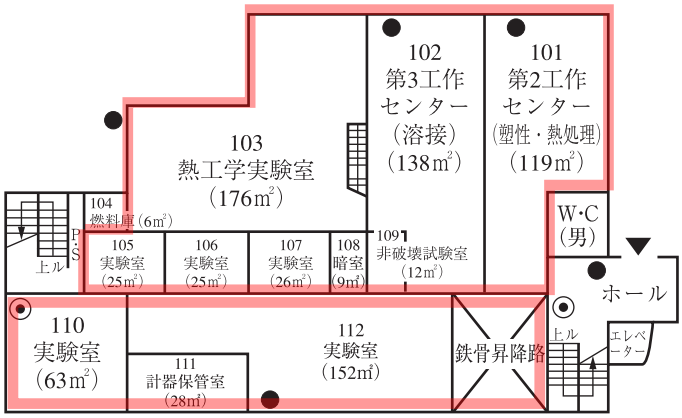

地 階

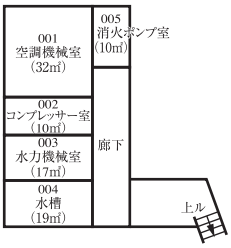

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
▲ 建物入口

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

6号館

（知能機械工学科）

7 階

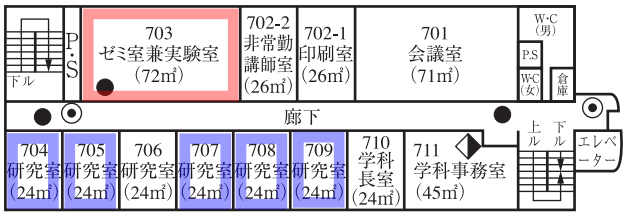

6 階

5 階

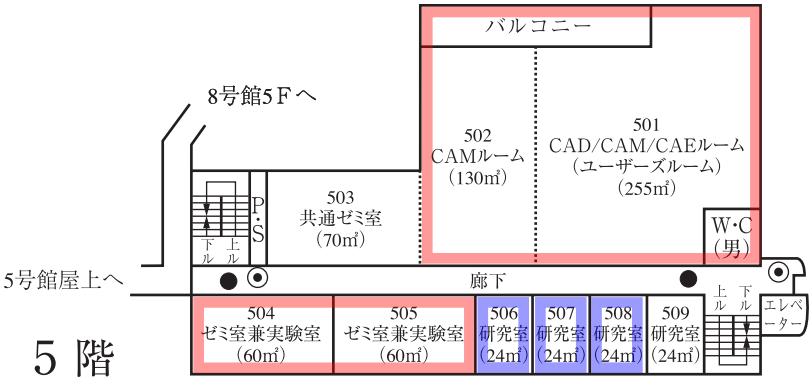

4 階

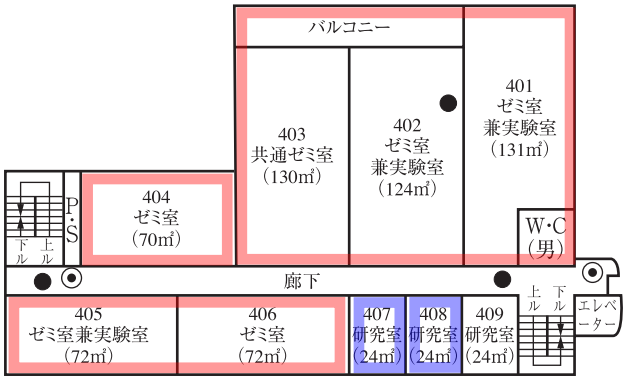

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
◆ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

8号館

（機械システム工学科、知能機械工学科）

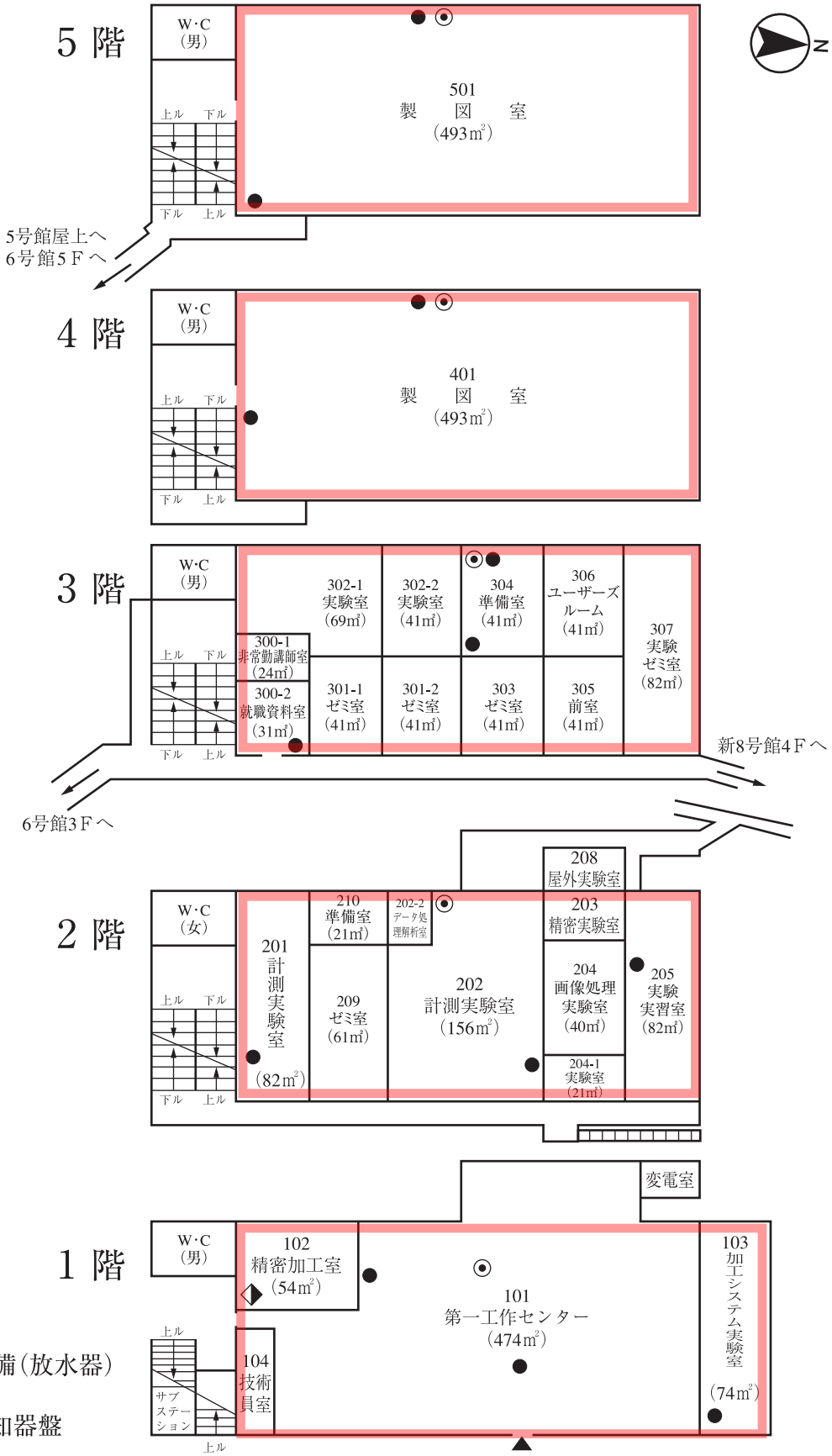

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

新8号館

（機械システム工学科）

3 階

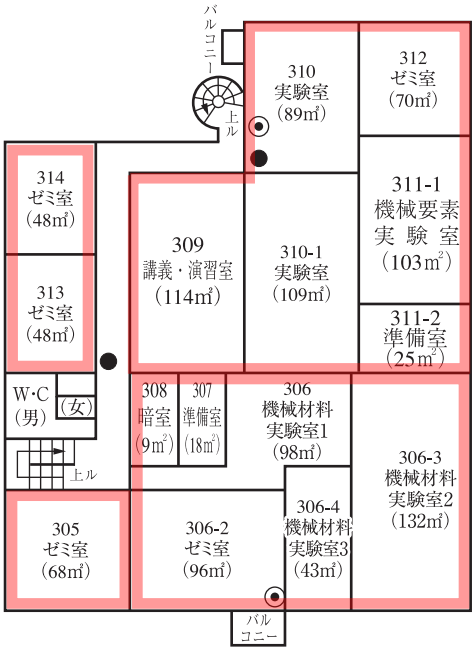

5 階

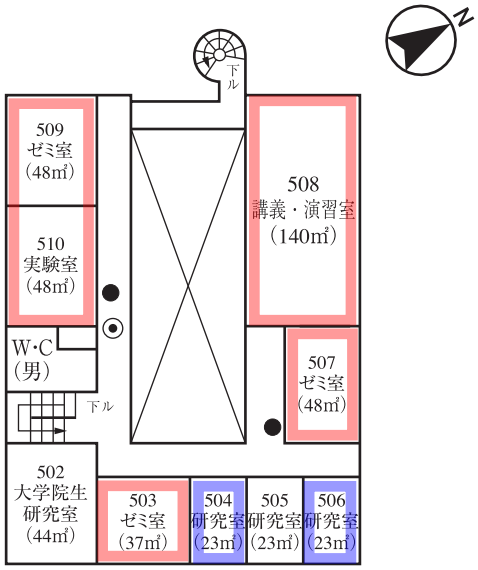

2 階

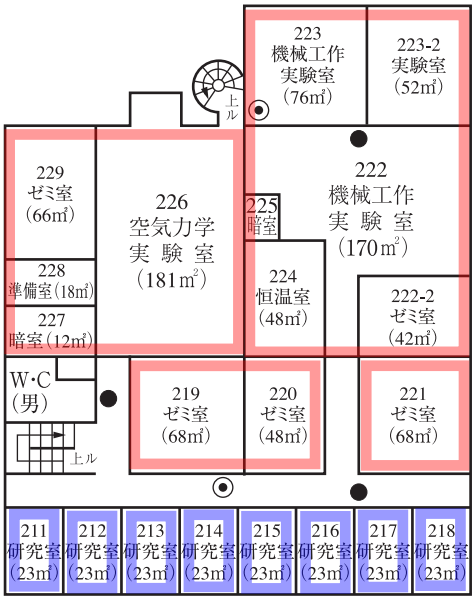

4 階

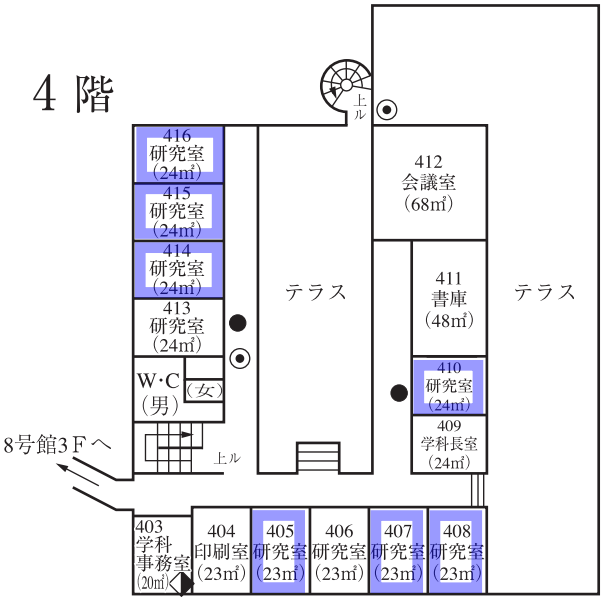

1 階

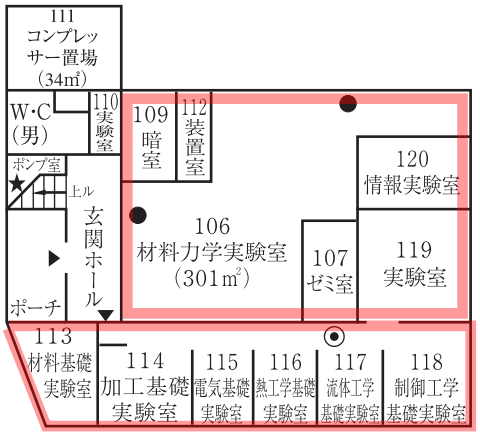

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口
◆ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

9号館

2 階

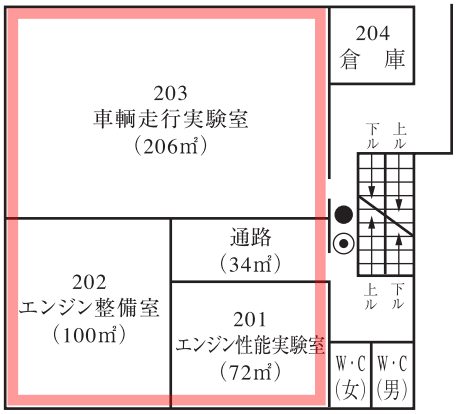

4 階

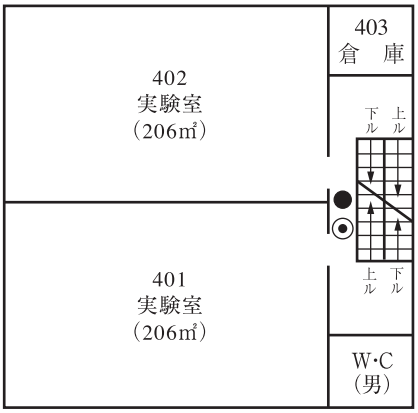

1 階

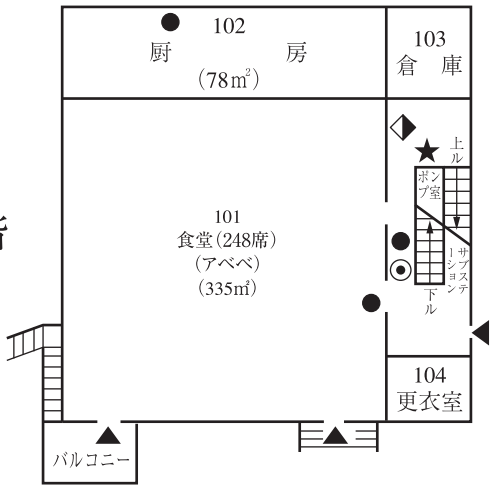

3 階

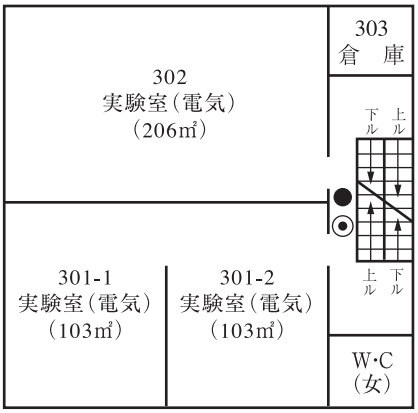

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）
研究室（青枠）

10号館

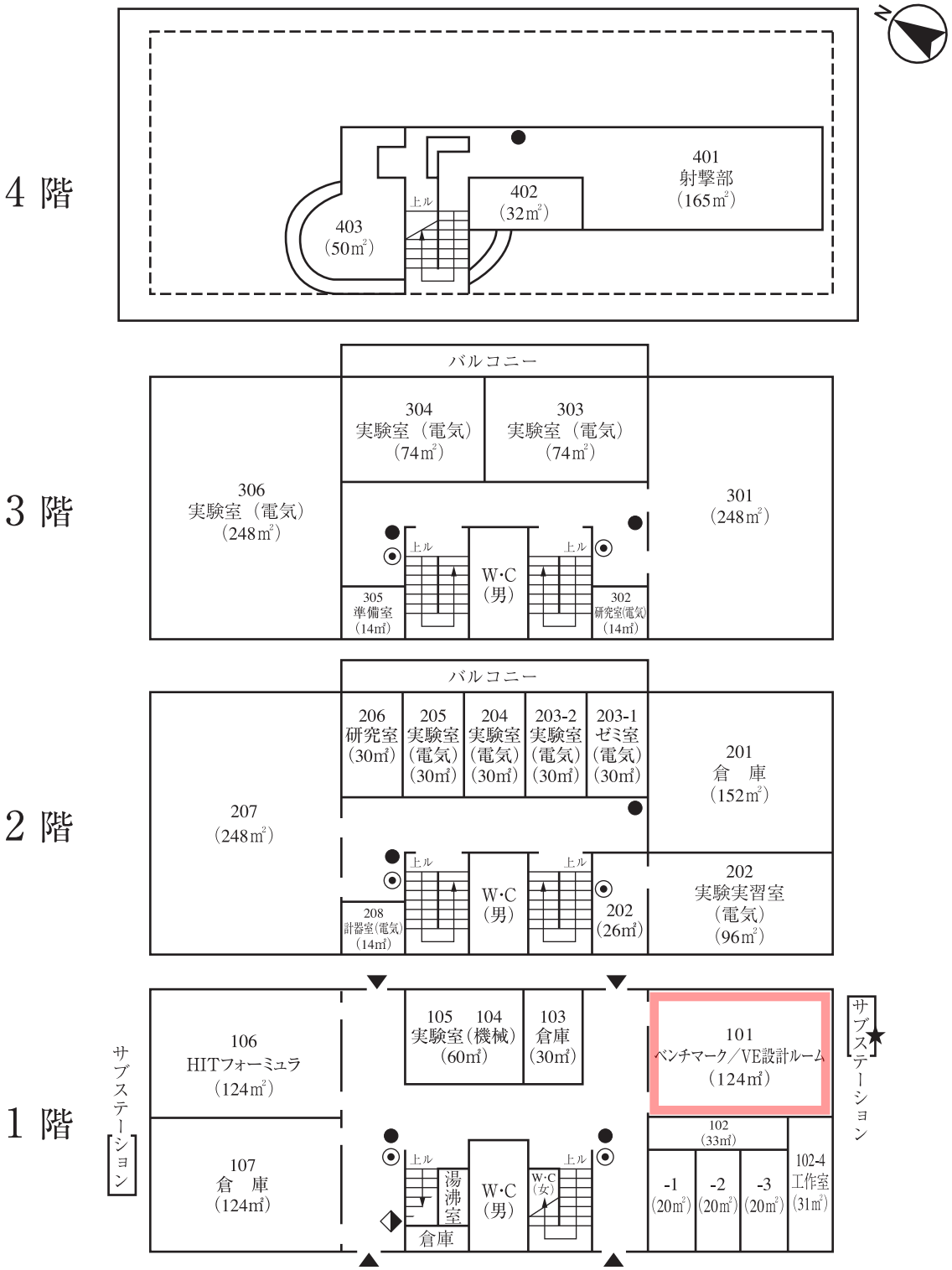

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

20号館

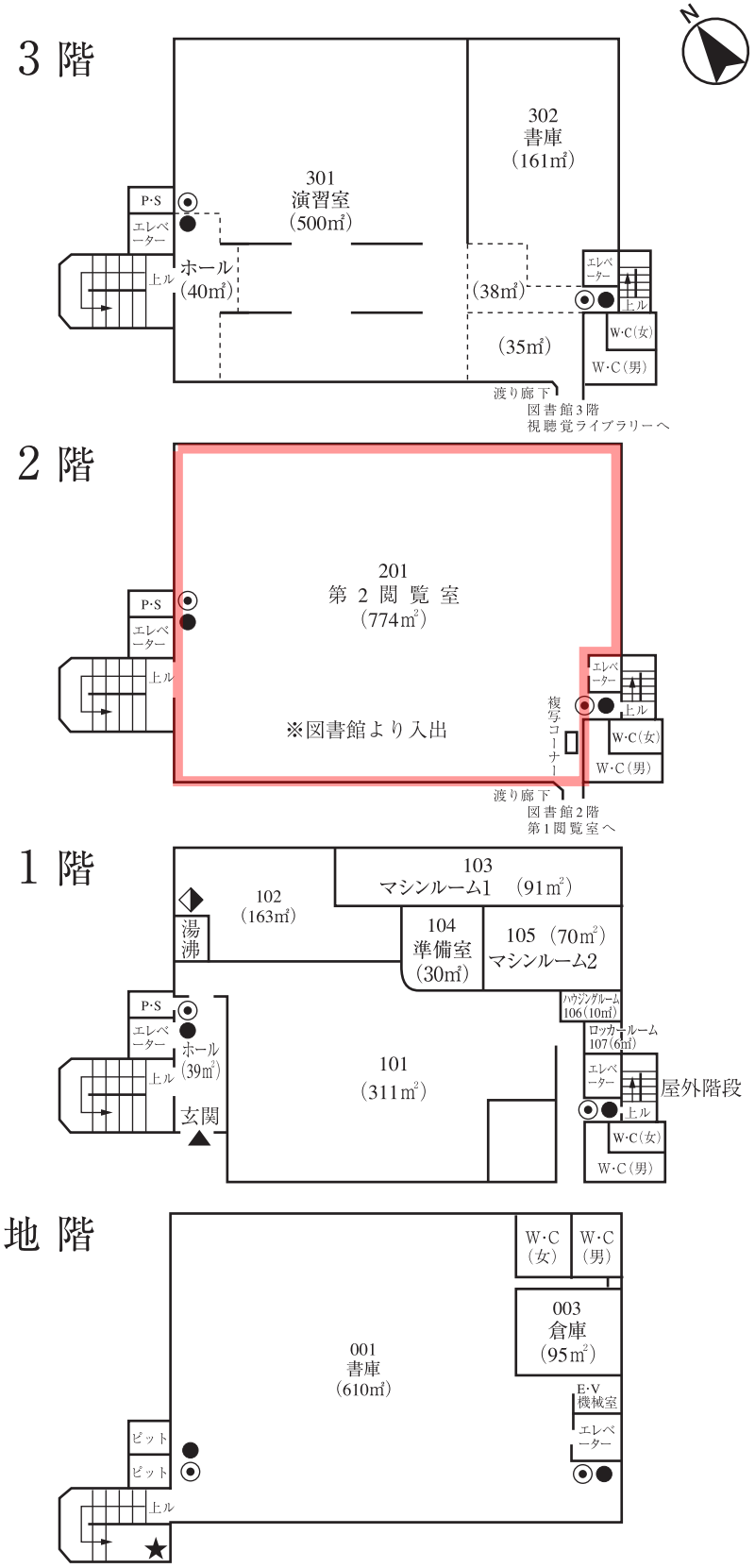

● 消火器
⦿ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

図書館

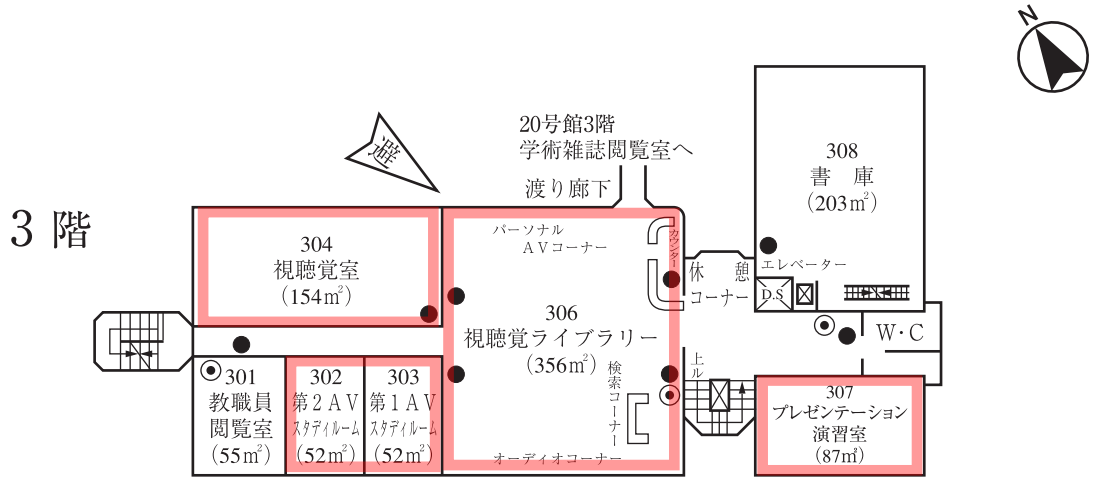

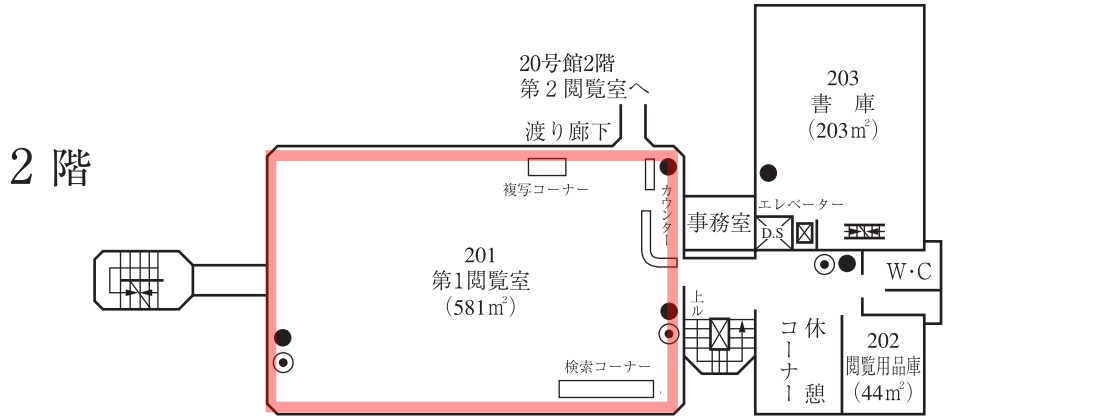

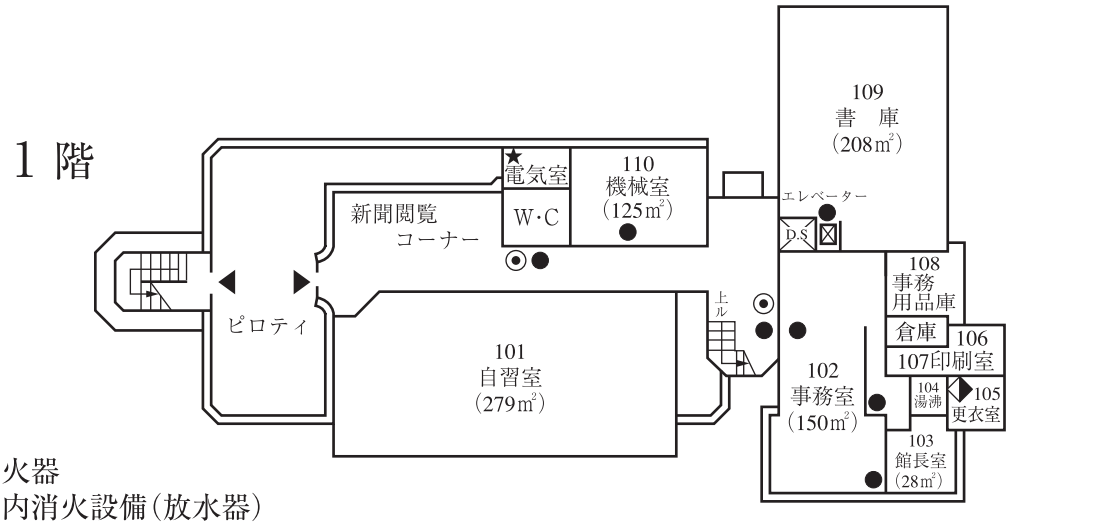

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
★ 〃 （ポンプ）
避 避難器具
▲ 建物入口
◆ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

鶴記念体育館

3 階

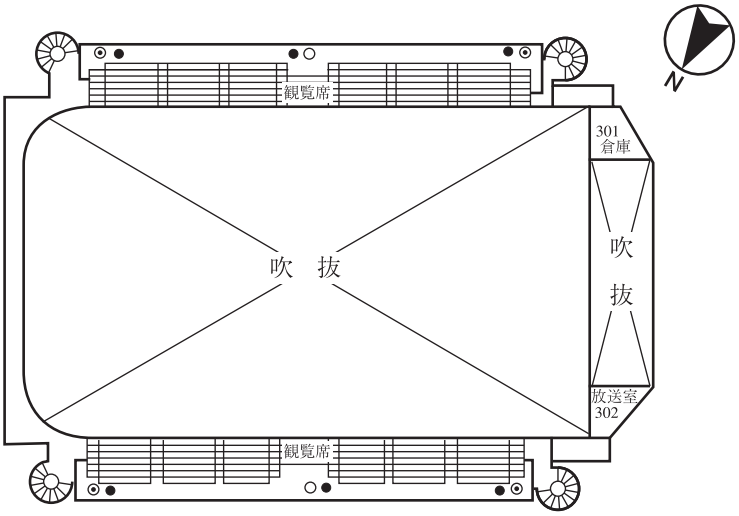

2 階

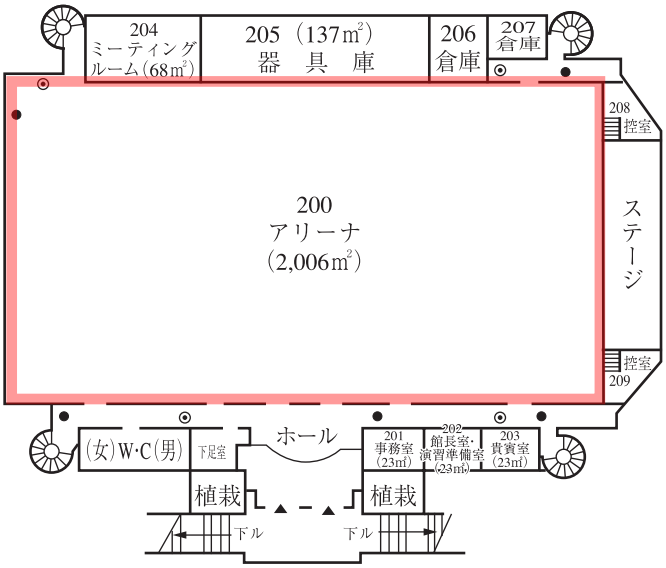

1 階

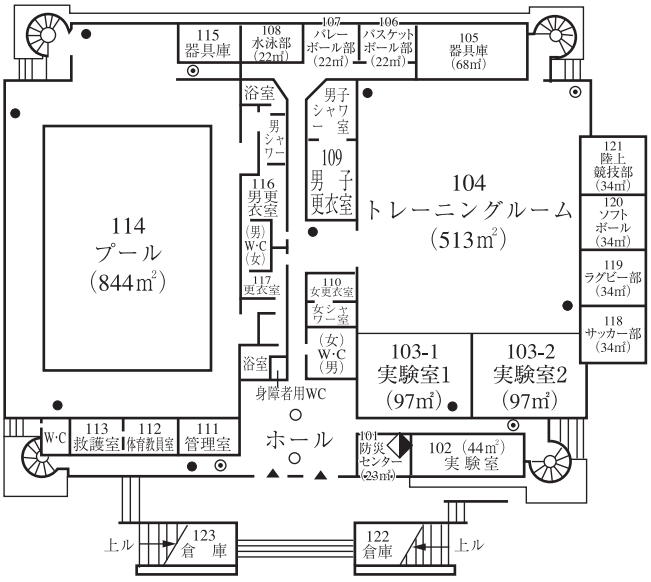

● 消火器
⊙ 屋内消火設備（放水器）
▲ 建物入口
◆ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

第2体育館

2 階

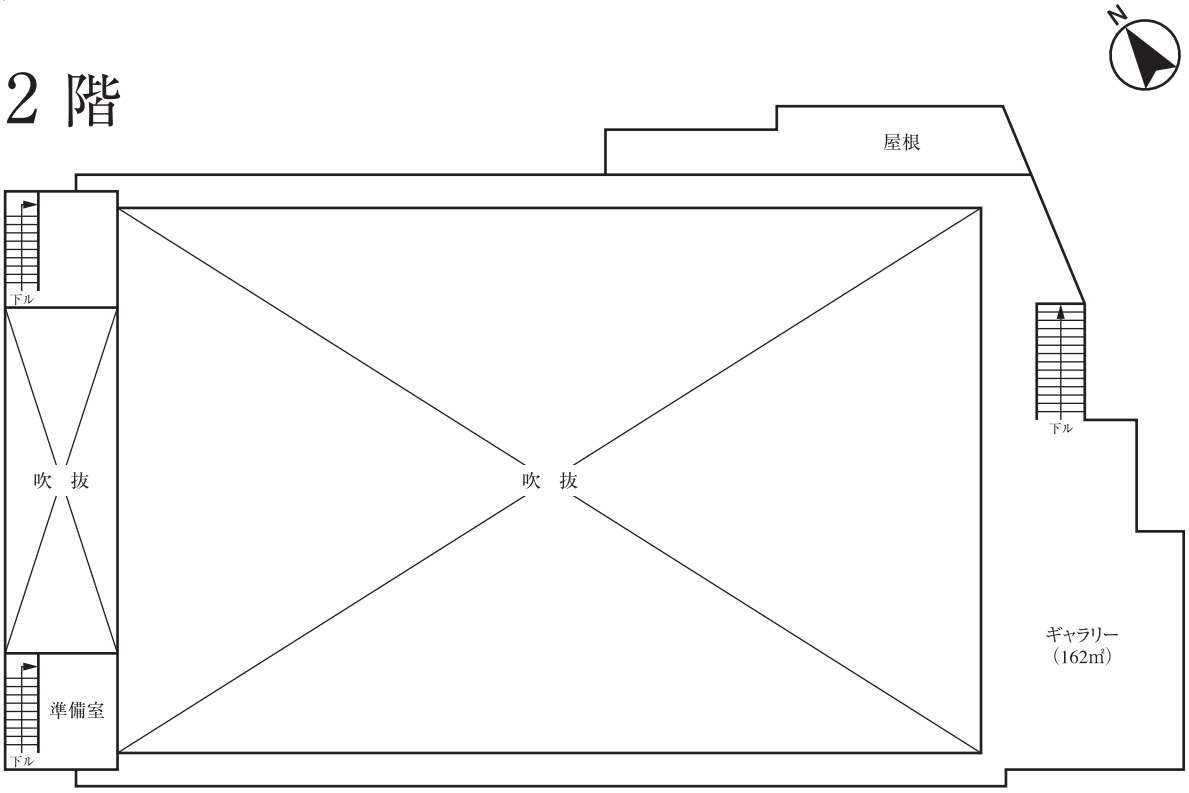

1 階

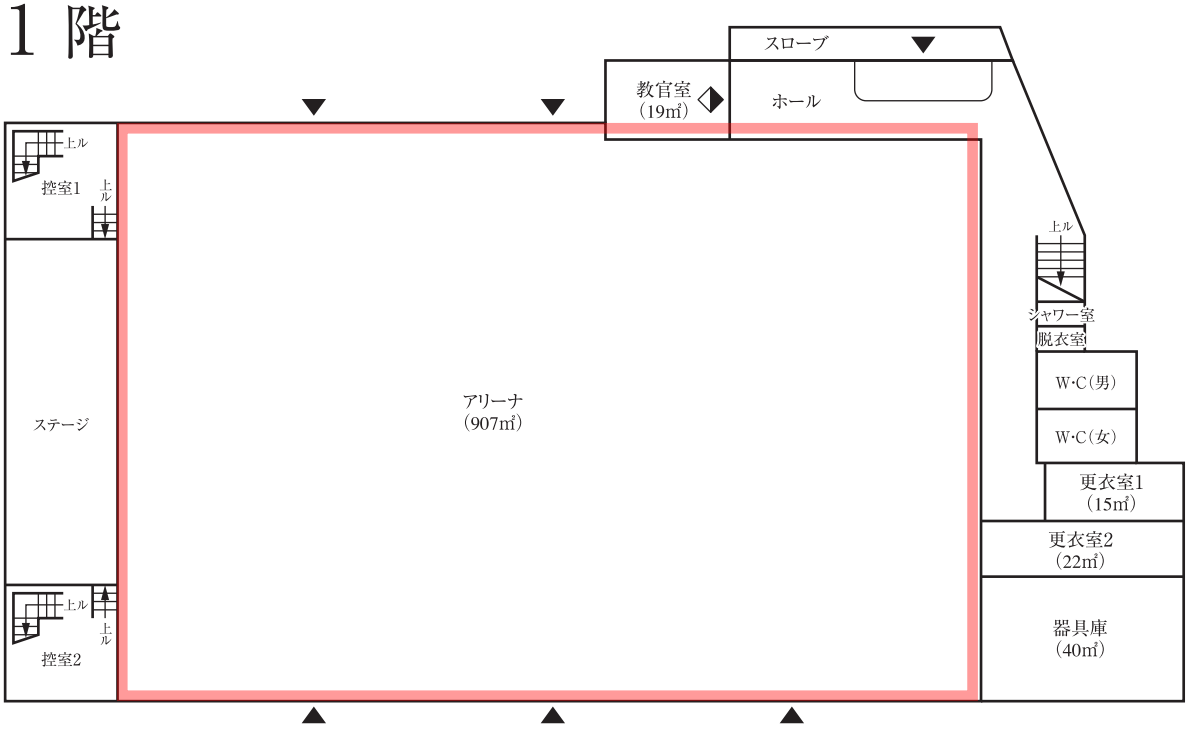

● 消火器
▲ 建物入口
◧ 自動火災報知器盤

申請等に係る学科が使用する建物

沼田キャンパス

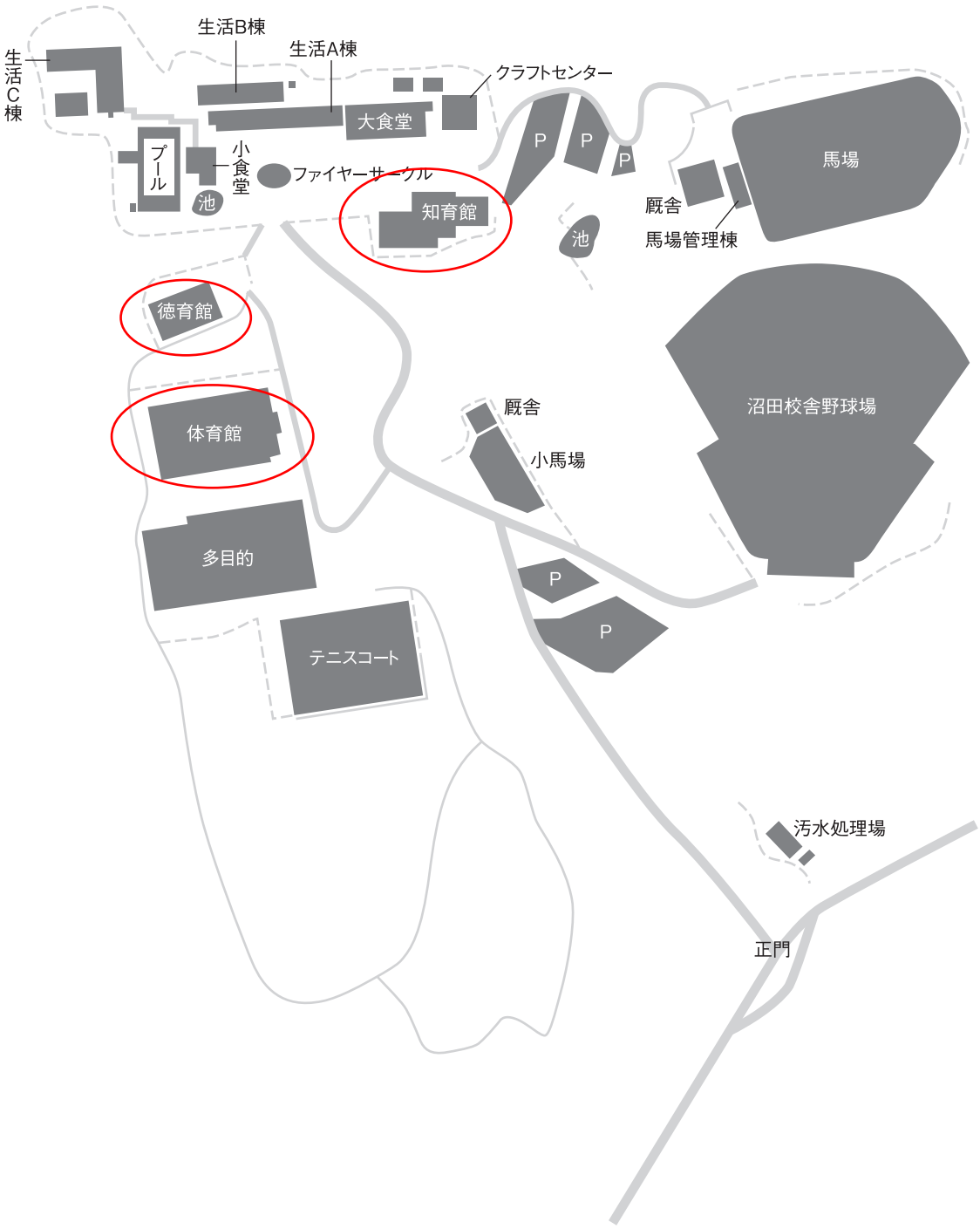

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

沼田キャンパス

（知育館）

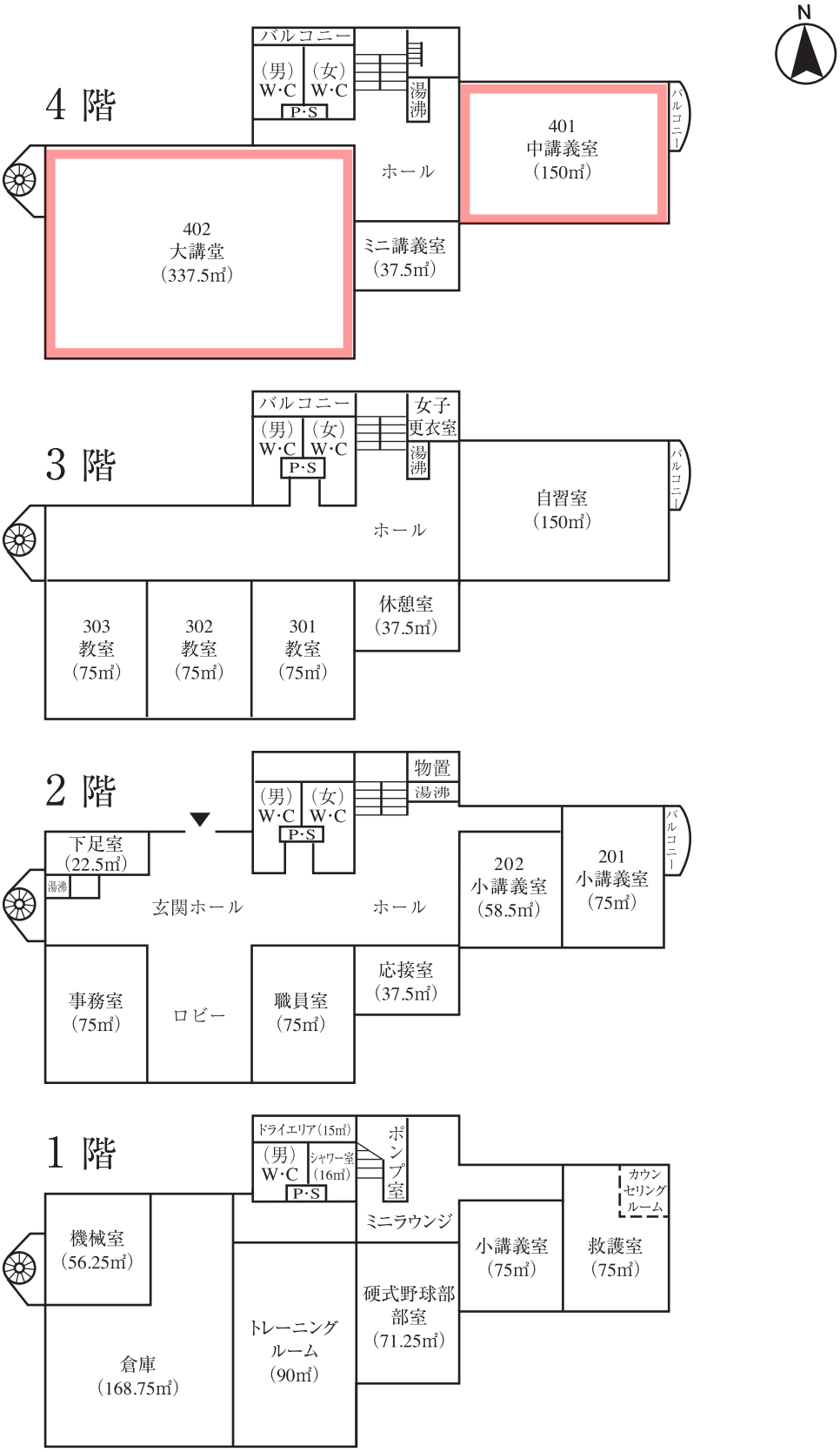

▲ 建物入口

申請等に係る学科が使用する教室等（赤枠）

徳育館

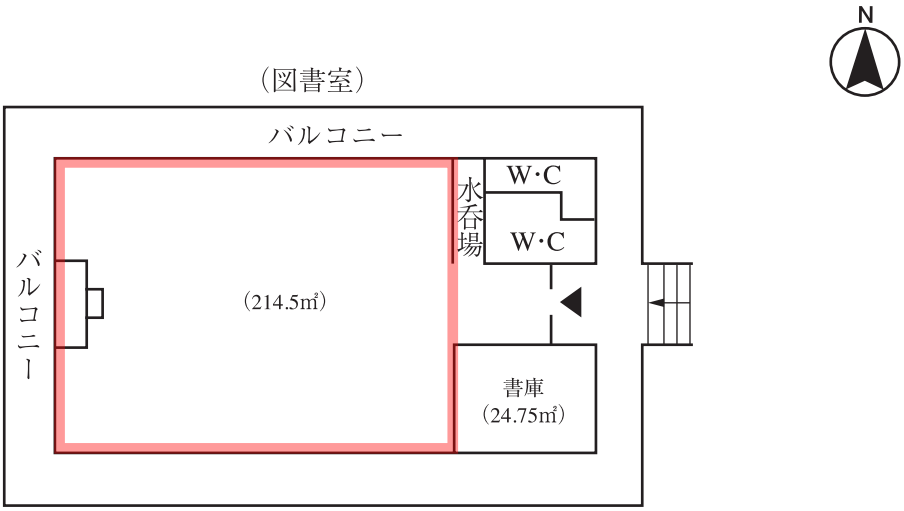

体育館

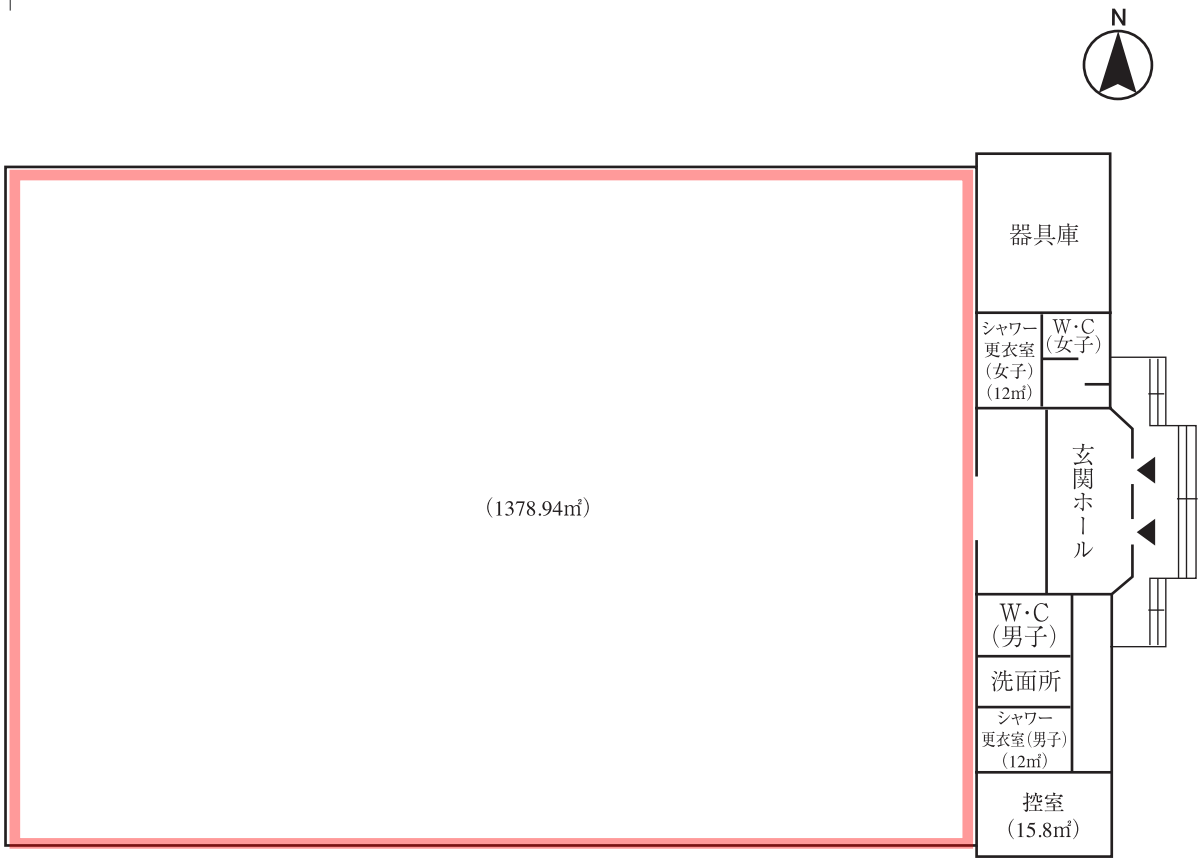

▲ 建物入口

広 島 工 業 大 学 学 則 （ 案 ）

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　広島工業大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園の建学の精神「教育は愛なり」及び教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に基づいて、工学、情報学、環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（学部、学科及び収容定員）

第２条　本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。

(1)　工学部

電子情報工学科	入学定員	90 名	収容定員	360 名
電気システム工学科	入学定員	90 名	収容定員	360 名
機械システム工学科	入学定員	110 名	収容定員	440 名
知能機械工学科	入学定員	80 名	収容定員	320 名
環境土木工学科	入学定員	70 名	収容定員	280 名
建築工学科	入学定員	120 名	収容定員	480 名

(2)　情報学部

情報工学科	入学定員	110 名	収容定員	440 名
情報コミュニケーション学科	入学定員	110 名	収容定員	440 名

(3)　環境学部

建築デザイン学科	入学定員	110 名	収容定員	440 名
地球環境学科	入学定員	70 名	収容定員	280 名

(4)　生命学部

生体医工学科	入学定員	60 名	収容定員	240 名
食品生命科学科	入学定員	60 名	収容定員	240 名

（人材の養成に関する目的）

第２条の２　前条に定める各学部及び各学科の人材の養成に関する目的は、次に掲げるとおりとする。

(1)　工学部は、専門的な科学技術の基礎力、創造性教育のための体験学習、学際性及び社会力育成にかかる教育を重視し、ものづくりを通して、社会に奉仕、貢献できる人材の育成

①　電子情報工学科は、エレクトロニクス関連分野、コンピュータシステム関連分野、情報通信関連分野及び一般産業分野で活躍できる人材の育成

②　電気システム工学科は、高度情報化社会で必須のエネルギー技術分野、コンピュータと制御技術分野及びデジタル情報通信技術分野で活躍できる人材の育成

③　機械システム工学科は、高度情報社会の機械技術に十分対応でき、かつ環境に関する問題等に対し、責任を持って対処しうる、高機能・多機能なもの作りができる人材の育成

④　知能機械工学科は、機械、電子、電気及び情報等の要素技術を有機的に融合させることにより、新しい知能化機器を実現でき、また大規模かつ複雑なシステムを効率的に扱うことができる人材の育成

⑤　環境土木工学科は、社会基盤の設計・建設を行う土木分野に、防災、エネルギーなどの環境領域を融合した広範な視野を持ち、安全で快適な社会基盤の整備を担う人材の育成

⑥　建築工学科は、建物づくりに関する十分な基礎力と高い応用力を有し、積極的かつ主導的に

行動できる人材の育成

(2)　情報学部は、社会生活に密着した情報学について研究教授を行い、高度情報化社会の形成に貢献できる学識を備えた、情報関連技術の中核を担う人材の育成

①　情報工学科は、コンピュータ構造を理解し、マルチメディア技術及びコンピュータネットワーク技術を有した、高度情報化社会をハード及びソフトの両面から支える人材の育成

②　情報コミュニケーション学科は、情報システムの企画・設計・製作及び運用に関する技術に加え、情報を分析及び活用する技術を有し、それらを応用した情報による問題解決策やコミュニケーション手段を立案、開発、実施する能力を身につけた人材の育成

(3)　環境学部は、自然環境系、社会環境系及び人間環境系の分野を融合した新しい概念の上に立ち、良好な環境の保全や形成を行う観点から物事を考察できる姿勢と能力を有した人材の育成

①　建築デザイン学科は、建築物と自然環境及び都市環境との共生を志向し、生活の質と心豊かな居住環境を創造できる人材の育成

②　地球環境学科は、地球環境にかかわる知識と情報技術を駆使し、環境共生型・循環型社会の構築に貢献できる人材の育成

(4)　生命学部は、工学分野に保健衛生及び農学分野を含めた学際領域として研究教授を行い、健康な社会の形成に貢献できる学識と豊かな人間性を備えた生命関連技術の中核的･実践的専門的職業を担う人材の育成

①　生体医工学科は、工学と臨床基礎医学の専門教育を介し、臨床現場で医療機器の操作や維持管理を行い、医師と共にチーム医療を実践することができる人材の育成

②　食品生命科学科は、生命科学とバイオテクノロジーを基盤とした食品の開発、流通過程での衛生管理に加え、様々なバイオテクノロジーにも精通した実践型の人材の育成

（修業年限）

第３条　本大学の修業年限は、4 年とする。

（在学期間）

第４条　学生は、8 年の在学期間を超えて在学することができない。ただし、第 19 条第 1 項、第 19 条の 2 第1項及び第20条第1項の規定により入学した学生の在学できる年数は、別に定めるところによる。

（学　位）

第５条　本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

（大学院）

第５条の２　本大学に大学院を置く。

２　大学院学則は、別にこれを定める。

第２章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第６条　学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

（学　期）

第７条　学年を分けて次の 2 期とする。

前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

２　学長は、特別な事情があると認めた場合、前項に定める学期の期間を変更することができる。

３　第 1 項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。この場合における前期前半を第 1 クォーター、前期後半を第 2 クォーター、後期前半を第 3 クォーター及び後期後半を第 4 クォー

ターとする。

（休業日）

第８条　学年中の休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　春 季 休 業　4 月 1 日から 4 月 4 日まで

(4)　夏 季 休 業　8 月 1 日から 9 月 30 日まで

(5)　冬 季 休 業　12 月 19 日から翌年 1 月 7 日まで

(6)　学年末休業　2 月 21 日から 3 月 31 日まで

２　学長は、特別な事情があると認めた場合、前項第 3 号から第 6 号までに定める休業日を変更することができる。

３　臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

４　学長が教育上必要と認めた場合、休業日に授業を行うことができる。

第３章　　授業科目及び単位数

（授業科目の区分等）

第９条　授業科目の区分は、リベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目、専門教育科目、教職課程に係る教職に関する科目及びリメディアル科目とする。

２　教育課程は、リメディアル科目を除く各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、各学年に配当し編成する。

（高次レベル科目）

第９条の２　前条第 1 項に定める専門教育科目に高次レベル科目を置く。

（プール科目）

第９条の３　第 9 条第 1 項に定めるリベラルアーツ教育科目にプール科目を置く。

２　プール科目は、「プール A」及び「プール B」の科目群に分類する。

（授業の方法）

第９条の４　授業は、講義、演習、実験又は実習のいずれか若しくはこれらの併用により行う。

２　前項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第 1 項に定める授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

４ 前 3 項に定めるもののほか、授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第10条　第 9 条第 1 項に定めるリベラルアーツ教育科目、社会実践教育科目及び専門教育科目は、工学部にあっては別表 1、情報学部にあっては別表 2、環境学部にあっては別表 3 及び生命学部にあっては別表 4 に定めるとおりとする。

２　第 9 条第 1 項に定める教職課程に係る教職に関する科目は、別表 5 に定めるとおりとする。

３　工学部、情報学部、環境学部及び生命学部における 1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、単位の計算基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　講義については、別表 1 から別表 4 の教育課程表に定める 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　演習及び実験については、別表 1 から別表 4 の教育課程表に定める 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3)　実習については、別表1から別表4の教育課程表に定める30時間の授業をもって1単位とする。ただし、生命学部生体医工学科の実習については、別表4の教育課程表に定める30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

4　教職課程に係る教職に関する1単位の授業科目は、前項の規定を準用する。

5　第9条第1項に定めるリメディアル科目は次のとおりとし、単位は設定しない。

学　部	学　科	授業科目名
工学部	電子情報工学科 電気システム工学科 機械システム工学科 知能機械工学科 環境土木工学科 建築工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（リメディアル）」
情報学部	情報工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（リメディアル）」
	情報コミュニケーション学科	「数学Ⅰ・A（リメディアル）」
環境学部	建築デザイン学科 地球環境学科	「数学Ⅰ・A（リメディアル）」
生命学部	生体医工学科	「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（リメディアル）」
	食品生命科学科	「数学Ⅰ・A（リメディアル）」 「情報処理入門」

第11条　削　除

第12条　削　除

第13条　削　除

第13条の２　削　除

第13条の３　削　除

第14条　削　除

第４章　　入学、再入学、学士入学、編入学、休学、留学、転学部、転学科、転学及び退学

（入　学）

第15条　入学は、学年の始めとする。

第16条　本大学の第1年次学生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了し

た者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

第17条　前条の規定により入学を志願する者は、入学志願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて本大学に願い出なければならない。

2　入学願書の受付期間は、別に定める。

3　前 2 項の規定は、第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第18条　入学志願者について、所定の選考を行う。

（再入学）

第19条　次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、相当年次に入学を許可することができる。

(1)　本大学を第 30 条により退学し、再入学を願い出た者

(2)　第 41 条第 2 号により除籍された者で、別に定める規程により再入学を願い出た者

(3)　学長が前各号に準じると認めた者

（学士入学）

第 19 条の２　本大学に学士入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか、学士入学の取扱いに関し必要な事項は、学士入学規則の定めるところによる。

（編入学）

第20条　本大学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て学長が、入学を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか、編入学の取扱いに関し必要な事項は、編入学規則の定めるところによる。

第21条　入学を許可すべき者は、教授会の議を経て学長が定める。

（入学手続）

第22条　第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2 及び第 20 条に定めるところにより入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる手続きを完了しなければならない。

(1)　別に定める書類の提出

(2)　所定の入学金、授業料、施設設備資金その他諸納入金の納入

2　前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

（休　学）

第23条　学生は、疾病その他の事由により、引き続き 3 か月以上修学を中止しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書並びに在籍料を添えて、保証人連署をもって学長に休学を願い出て許可を受けなければならない。

2　疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が教授会

の議を経て期間を定め休学を命ずる。

第24条　休学の期間は、引き続き１年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに１年以内の休学を許可する。

第25条　休学期間は、通算して４年を超えることはできない。

第26条　休学期間は、休学した日を含む学期の全てを休学したものとして取扱い、第 4 条の在学期間に算入しない。

第27条　休学期間内であっても、事由が消滅し修学しようとするときは、修学願を提出して学長の許可を受け、修学することができる。

（留　学）

第28条　学生が、本大学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学に留学を願い出た場合、学長は、教授会の議を経て、留学を許可する。

２　前項に定める留学の期間は、原則として１年以内とし、当該期間は、第４条に規定する在学期間に算入する。

３　前２項に定めるもののほか、留学については別に定める。

（転学部及び転学科）

第29条　学生が、所属学科から他の学部又は同一学部の他の学科へ転学部又は転学科を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が相当年次に転学部又は転学科を許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、転学部及び転学科については、別に定める規則による。

（転　学）

第29条の２　学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（退　学）

第30条　学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

第５章　　授業科目の履修、単位修得の認定、進級制限、卒業及び教員免許状

第31条　削　除

（トラック制度）

第31条の２　第２条に定める各学科にトラック制度を設けるものとする。

２　前項に定めるトラック制度に関する取扱いは、別に定める。

（履修の要件及び単位修得）

第32条　学生は、在学中所定の授業科目の履修申請を行い、単位を修得しなければならない。

２　卒業の要件として修得すべき単位数について、年間及び学期に履修申請を行うことができる単位数の上限は、各年次とも、次のとおりとする。

＜生体医工学科以外の学科＞

対象期間 学生の種別	年間	学期
基本トラックの学生	40 単位	24 単位
発展トラックに認定された学生	48 単位	32 単位

＜生体医工学科＞

対象期間 学生の種別	年間	学期
全学生	52 単位	制限なし

３　別に定める学生については、前項に定める単位数の上限を超えて履修申請を行うことができる。

４　前３項に定めるもののほか、履修に関する要件等については、別に定める。

（単位修得の認定）

第33条　学則第34条の２に定める成績の評価において合格した授業科目については、認定の上、所定の単位を与える。

（入学前の既修得単位等の認定）

第33条の２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、学生が本大学に入学する前に行った第33条の４に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第33条の３　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の大学（外国の大学を含む。）又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第33条の４　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

（規則への委任）

第33条の５　前３条に規定する単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

（認定単位数の上限）

第33条の６　第33条の２第１項及び同条第２項の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位（本大学において修得した単位数を除く）とする。ただし、再入学、編入学及び学士入学した者（以下「再入学者等」という。）の取扱いは、第３項の定めるところによる。

２　第33条の３及び第33条の４の規定により認定する単位数の上限は、合わせて30単位とする。

３　再入学者等に対する第33条の２、第33条の３及び第33条の４の規定により認定する単位数の上限は、合わせて62単位とする。

４　自由科目として認定する科目の単位数は、前３項に定める上限単位数に含めないものとする。

第34条の１　単位修得の認定は、試験その他によって行う。

２　前項に関する細則は、別に定める。

（成績の評価）

第34条の２　授業科目の評価は、@、A、B、C、D、Pの評語をもって表し、@、A、B、C、Pを合格とし、Dを不合格とする。

２　前項に定める評価基準は、学業成績評価表の記入及び提出に関する細則の定めるところによる。

（ＧＰ制度）

第34条の３　学生が履修し、修得した成績に沿った学修に関する指導を行うためにＧＰ制度を定めるものとする。

２　ＧＰ制度に関して必要な事項は、ＧＰ制度に関する取扱い細則の定めるところによる。

（進　級）

第34条の４　１年次末において、在学期間が１年以上の者は、２年次へ進級できるものとする。

2　2年次末において、リメディアル科目に合格するとともに、学則第35条に定める卒業に必要な単位数（以下「卒業単位数」という。）を64単位以上修得し、在学期間が2年以上の者は、3年次へ進級できるものとする。

3　3年次末において、卒業単位数を104単位以上修得し、在学期間が3年以上の者は、4年次へ進級できるものとする。

（卒　業）

第35条　工学部の学生にあっては、本大学に4年以上在学し、別表1に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計124単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1)　リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
電子情報工学科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計24単位以上	「プールA」の科目群から5単位以上、「プールB」の科目群から5単位以上の合計10単位以上を修得
電気システム工学科		
機械システム工学科		
知能機械工学科		
環境土木工学科		
建築工学科		

(2)　社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
電子情報工学科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計100単位以上	―
電気システム工学科	必修科目 54 単位、選択科目 46 単位以上の合計100単位以上	「エネルギーシステム」「情報通信システム」「コンピュータシステム」の各分野から各4単位以上を修得
機械システム工学科	必修科目 65 単位、選択科目 35 単位以上の合計100単位以上	―
知能機械工学科	必修科目 59 単位、選択科目 41 単位以上の合計100単位以上	線形代数、ベクトル解析、機械系の微分方程式、機械系の応用数学の4つの選択科目から 4 単位以上を修得
環境土木工学科	必修科目 58 単位、選択科目 42 単位以上の合計100単位以上	―
建築工学科	必修科目 65 単位、選択科目 35 単位以上の合計100単位以上	―

2　情報学部の学生にあっては、本大学に4年以上在学し、別表2に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計124単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1)　リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
情　報　工　学　科	必修科目 8 単位、選択科目 16 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
情報コミュニケーション学科		

(2)　社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
情　報　工　学　科	必修科目 42 単位、選択科目 58 単位以上の合計 100 単位以上	―
情報コミュニケーション学科	必修科目 40 単位、選択科目 60 単位以上の合計 100 単位以上	「経営情報システム」「データサイエンス」分野の組合せ、あるいは「ソーシャルメディア」「コミュニケーション」分野の組合せ、これら２つの組合わせのどちらか一方の組合せから 8 単位以上(高次レベル科目を除く)、又、他方の組合わせから 4 単位以上（高次レベル科目を除く）を修得

3　環境学部の学生にあっては、本大学に４年以上在学し、別表 3 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い、合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1)　リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
建築デザイン学科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
地　球　環　境　学　科		

(2)　社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
建築デザイン学科	必修科目 51 単位、選択科目 49 単位以上の合計 100 単位以上	―
地　球　環　境　学　科	必修科目 46 単位、選択科目 54 単位以上の合計 100 単位以上	―

4　生命学部の学生にあっては、本大学に 4 年以上在学し、別表 4 に定める授業科目から、次の各号に示す区分に従い合計 124 単位以上を修得するとともに、プール科目及び分野別の修得要件を満たした者は、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(1)　リベラルアーツ教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	プール科目の修得要件
生　体　医　工　学　科	必修科目 9 単位、選択科目 15 単位以上の合計 24 単位以上	「プール A」の科目群から 5 単位以上、「プール B」の科目群から 5 単位以上の合計 10 単位以上を修得
食　品　生　命　科　学　科		

(2)　社会実践教育科目及び専門教育科目については、次に掲げるとおりとする。

学科	卒業に必要な単位数	分野別の修得要件
生　体　医　工　学　科	必修科目 96 単位、選択科目 4 単位以上の合計 100 単位以上	―
食　品　生　命　科　学　科	必修科目 45 単位、選択科目 55 単位以上の合計 100 単位以上	「応用生物」と「食品製造」の各分野から 6 単位以上を修得

5　前各項に定める卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関する細則に定めるメディア授業科目の修得単位数は、60 単位を超えないものとする。

（前期末卒業）

第35条の２　年度末に卒業と認定されなかった者が、次年度前期末に前条に定める卒業の要件を満たした場合、学長が教授会の議を経て卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

（教員免許状）

第35条の３　教員免許状の取得を志望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより、別に定める教職課程に関する科目の単位を修得しなければならない。

２　前項に定める単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学　部	学　　科	教員免許状の種類及び免許教科
工学部	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業 高等学校教諭一種免許状　情　報
	電気システム工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業 高等学校教諭一種免許状　情　報
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業 高等学校教諭一種免許状　情　報
	知能機械工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業 高等学校教諭一種免許状　情　報
	環境土木工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業
	建築工学科	高等学校教諭一種免許状　工　業
情報学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状　情　報
	情報コミュニケーション学科	高等学校教諭一種免許状　情　報
環境学部	建築デザイン学科	高等学校教諭一種免許状　工　業
	地球環境学科	中学校教諭一種免許状　理　科 高等学校教諭一種免許状　理　科 高等学校教諭一種免許状　情　報
生命学部	食品生命科学科	高等学校教諭一種免許状　理　科

第６章　　表彰、懲戒及び除籍

（表　彰）

第36条　学生が他の模範となる行為をしたときは、学長が教授会の議を経てこれを表彰する。

（懲　戒）

第37条　学生が本大学の諸規則に違反し学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為などをしたときは、学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

第38条　懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓　告

停　学

退　学

第38条の２　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第39条　学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、懲戒により退学を命ずる。

(1)　性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2)　正当の理由がなくて欠席が多い者

(3)　本大学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第40条　削　除

（除　籍）

第41条　学生が次の各号の一に該当するときは、学長が教授会の議を経て除籍する。

(1)　第４条の在学期間を修学しても卒業の認定を得られない者

(2)　諸納入金の納入の義務を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

第７章　　入学検定料、入学金、授業料、施設設備資金等

（納入金）

第42条　本大学の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金は、次のとおりとする。

(1)　入学検定料　　30,000円

(2)　入　学　金　　250,000円

(3)　授　業　料　　1,120,000円

(4)　施設設備資金　1年次　　220,000円（ただし、生命学部生体医工学科は320,000円）

2年次以降　260,000円（ただし、生命学部生体医工学科は360,000円）

２　第23条第１項に定める在籍料は、次のとおりとする。

在　籍　料（月額）　　10,000円

第43条　削　除

第44条　第42条の諸納入金及びその他の諸納入金は、別に定めるところにより納入しなければならない。

２　所定の期日までに諸納入金の納入を怠っている者には、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

第45条　休学期間中は、授業料及び施設設備資金の納入を免除する。

２　前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第46条　転学、退学、懲戒退学又は除籍された者の、当該期分の諸納入金は納入しなければならない。

２　停学期間中の諸納入金は、納入しなければならない。

第47条　在学中の諸納入金に変更のあったときは、新たに定められた金額をその期から納入しなければならない。

第48条　既納の諸納入金は、一切返還しない。ただし、新たに入学を許可された者のうち入学を辞退する者が、第42条に定める授業料及び施設設備資金等の返還を求めた場合の取り扱いは、別に定める。

第８章　　研究生、科目等履修生、派遣学生、単位互換履修生、委託生及び外国人留学生

（研究生）

第49条　本大学において、特定の教員の指導のもとに研究することを願い出た者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として許可する。

（科目等履修生）

第49条の２　本大学生以外の者が本大学の一又は複数の授業科目について履修を願い出たときは、選考のうえ科目等履修生として許可する。

（派遣学生及び単位互換履修生）

第49条の３　学生が、単位互換協定を締結している大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）の指定す

る授業科目について履修を願い出たときは、派遣学生として履修を許可することができる。

2　本大学が単位互換協定を締結している大学又は短期大学（高等専門学校を含む。）の学生が、本大学の指定する授業科目について履修を願い出たときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

3　前2項に関する規程は別に定める。

（委託生）

第50条　公共団体その他の機関から本大学の特定の授業科目について修学を委託されたときは、選考のうえ委託生として許可する。

（外国人留学生）

第51条　日本国に留学のため入国を許可された者で、次の各号の一に該当する入学資格を有する外国人は、選考の上、外国人留学生として入学することができる。

(1)　第16条に定める資格を有する者

(2)　学士入学規則第2条に定める資格を有する者

(3)　編入学規則第2条に定める資格を有する者

2　前項第2号及び第3号に定める入学資格を有する者の選考等については、学士入学規則並びに編入学規則の定めるところによる。

3　前各項に定めるものの他、外国人留学生に関する事項は、外国人留学生規則の定めるところによる。

第51条の2　削　除

第52条　前6条に関する規定は、別に定める。

第9章　特　待　生

（特待生）

第53条　人間力を有し、かつ、学業成績が特に優秀な者を特待生とする。

2　前項に関する規則は、別に定める。

第54条　削　除

第55条　削　除

第10章　教職員組織

（教職員）

第56条　本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び経営事務職員を置く。

2　前項に定めるもののほか、本大学に、副学長、学長補佐、学部長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3　第1項に定める者の職務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2)　教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3)　講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(4)　助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(5)　経営事務職員は、事務に従事する。

4　前項に定める者以外の職務等については、別に定める。

第 11 章　　協議会及び教授会

（協議会）

第57条　本大学に、大学における基本問題、長期計画等に関する事項の協議並びに学部その他の機関の連絡調整を行うために、協議会を置く。

２　協議会に関する規程は、別にこれを定める。

（教授会）

第58条　本大学の学部に、教授会を置く。

２　教授会は、専任教員（助手を除く。）をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

３　前項の規定にかかわらず、教員の資格審査に関する事項、その他別段の定めのある事項を審議する場合の構成は、教授のみとする。

４　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、再入学、編入学及び卒業に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項

(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項

５　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

６　教授会に関する規程は、別に定める。

第59条　削　除

第60条　削　除

第61条　削　除

第 12 章　　附属図書館等

（附属図書館等の設置）

第62条　本大学に、附属図書館、教学支援機構、HIT 教育機構、研究支援機構、教学 IR センター、SDGs 推進センター、地域防災減災教育研究推進センター、IoT・AI・データサイエンス教育研究推進センター、体育館、工作センター、学生相談室、人権室及び沼田校舎を置く。

２　前項の施設の管理運営に関する規程は、別に定める。

第 13 章　　保健及び厚生施設

（保健及び厚生施設）

第63条　本大学に、保健並びに厚生に関する諸施設を設ける。

２　前項の施設に関する規程は、別に定める。

（健康診断）

第64条　教職員及び学生の保健のため、健康診断を定期に行う。

第 14 章　　寄　宿　舎

（寄宿舎）

第65条　学生のために寄宿舎を設けることができる。

２　前項に関する規程は、別に定める。

附　　則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2　昭和46年度以前の入学生にかかる諸納入金については、第45条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、昭和47年7月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

2　昭和47年度以前の入学生にかかる第9、10、11、12、13及び35条の教育課程に関する規定については、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和49年2月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和50年2月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2　入学金及び授業料は、昭和51年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和52年2月1日から施行し、昭和52年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和52年9月1日から施行し、入学金は昭和53年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和53年2月1日から施行し、昭和53年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和53年12月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和54年2月1日から施行し、昭和54年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和54年11月1日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和55年2月1日から施行し、昭和55年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和55年3月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2　昭和54年度以前の入学生にかかる第9、10、11、12、13及び第35条の教育課程に関する規定については、なお以前の例による。

附　　則

この学則は、昭和56年2月20日から施行し、昭和56年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和57年3月8日から施行し、昭和57年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、昭和58年4月1日から施行し、同日現在在籍する学生から適用する。ただし、昭和57年度以前の入学生については、第13条、第13条の2及び第35条の改正規定を除き、なお従前の例による。

2　この学則（以下「新学則」という。）において、新学則の施行前の学則（以下「旧学則」という。）における授業科目のうち、「数学Ⅳ」とあるのは「応用数学Ⅰ」、「数学Ⅴ」とあるのは「応用数学Ⅱ」、「数学Ⅵ」とあるのは「応用数学Ⅲ」及び「数学Ⅶ」とあるのは「応用数学Ⅳ」と、それぞれ読み替えるものとする。

3　新学則を適用する場合において、前項に規定する旧学則の授業科目を修得しているときは、新学則により読み替える当該授業科目を修得したものとみなす。

附　　則

この学則は、昭和58年4月2日から施行する。ただし、第18条、第22条及び第42条の改正規定については、昭和58年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和59年1月19日から施行し、昭和59年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和60年1月26日から施行し、昭和60年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和60年5月14日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和60年7月29日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。ただし、昭和60年度以前の入学生に係る第31条のコースに関する規定、第9条から第14条まで及び第35条の教育課程に関する規定並びに第34条の3の進級制限に関する規定については、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、昭和61年1月25日から施行し、昭和61年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行し、昭和 62 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和 62 年 11 月 19 日から施行し、昭和 63 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和 63 年 6 月 27 日から施行し、昭和 64 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、昭和 63 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 26 条の休学期間に係る規定及び第 42 条の納入金に係る規定については、昭和 64 年度入学生から適用し、昭和 63 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成元年 2 月 13 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附　　則

この学則は、平成元年 7 月 17 日から施行し、昭和 61 年度以降入学生に、平成 2 年度から適用する。ただし、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項別表 1 に規定する教職に関する専門教育科目の教育課程表及び第 35 条の 2 の規定については、平成 2 年度入学生から適用し、平成元年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成元年 12 月 11 日から施行し、平成 2 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 2 年 12 月 10 日から施行し、平成 3 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 3 年 4 月 15 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 3 年 6 月 17 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 3 年 6 月 29 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 3 年 9 月 9 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、建築学科の入学定員は、平成 4 年度から平成 11 年度の間 180 名とする。

附　　則

この学則は、平成 3 年 10 月 14 日から施行し、平成 4 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 4 年 6 月 22 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成4年11月30日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成5年2月15日から施行し、平成5年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2　環境学部の入学定員は、第2条第2号の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度の間、180人とする。

3　工学部建築学科の学生募集は、平成4年度限り停止する。この場合において、工学部建築学科の平成5年度から平成7年度の学生定員は、第２条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区　　分	入学定員	収容定員
平成５年度	0 名	420 名
平成６年度	0 名	280 名
平成７年度	0 名	140 名

4　工学部建築学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなったときの年度末をもって廃止する。

附　　則

この学則は、平成5年10月4日から施行し、平成6年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則（以下「新学則」という。）は、平成6年4月1日から施行する。

2　新学則は、平成6年度の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生並びに平成5年度の工学部土木工学科入学生から適用する。

3　平成4年度以前の工学部土木工学科及び建築学科の入学生並びに平成5年度以前の工学部電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）に係る第9条及び第10条の教育課程に関する規定並びに第35条の卒業に関する規定については、なお従前の例による。

4　旧カリ学生が、新学則施行前の学則（以下「旧学則」という。）における第9条第1項に定める授業科目（以下「旧カリ科目」という。）について、別に定めるところにより、新学則における第9条第1項に定める授業科目を修得した場合は、旧カリ科目を修得したものとみなす。

5　旧カリ学生について、旧学則における第35条第1項第1号に定めるもののうち、人文分野、社会分野又は自然分野ごとの卒業に必要な単位数については、別に定める区分に従い、新学則における教養教育科目の単位をもって代えることができる。

6　平成5年度の工学部土木工学科の入学生について、旧学則により修得した授業科目は、別に定めるところにより、新学則により修得した授業科目とすることができる。

附　　則

この学則は、平成6年11月29日から施行し、平成7年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成7年6月12日から施行する。

2　この学則は、平成7年度入学生から適用する。ただし、第20条の規定は、平成8年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成7年10月2日から施行し、平成8年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　学則第 10 条第 1 項に規定する別表第 2 の環境学部環境デザイン学科の「測量学」及び「測量学実習」については、平成 5 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2　工学部各学科の平成 9 年度から平成 11 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区　　分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
電子工学科	550 名	540 名	530 名
電気工学科	550 名	540 名	530 名
機械工学科	950 名	940 名	930 名
建設工学科	600 名	640 名	680 名
経営工学科	550 名	540 名	530 名

3　工学部土木工学科の学生募集は平成 8 年度をもって停止し、当該学科は、在学生がいなくなったときの年度末をもって廃止する。

4　第 31 条に定めるコースについては、平成 9 年度入学生から適用し、平成 9 年度前に入学した者のコースについては、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成 8 年 11 月 19 日から施行し、平成 9 年度入学生から適用する。ただし、再入学生及び編入学生については、別に定めるものとする。

附　　則

1　この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則の施行にあたって、工学部電子工学科及び電気工学科に在籍している平成 5 年度以前入学生の教育課程については、別に定めるところによる。

3　この学則の施行にあたって、平成 8 年度以前の環境学部環境デザイン学科の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、工学部授業科目の履修に関する取扱い及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

4　旧カリ学生が、第 9 条第 2 項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。

5　第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科・電気工学科の「からだの発達と健康」については、平成 6 年度入学生から適用する。

6　第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科・電気工学科の「国際社会とスポーツ」の授業科目の単位を修得している者の取扱いについては、なお従前の例による。

7　第 10 条第 1 項に規定する別表第 1 の工学部電子工学科の「応用電波工学」については平成 6 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 9 年 11 月 10 日から施行し、平成 10 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 9 年度以前の入学生が、新学則第 10 条第 1 項別表第 1 に定める授業科目を履修する場合の取扱いは別に定める。

3　平成7年度以前の工学部電気工学科の入学生にかかる新学則第35条第1項第3号に定める卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成10年4月1日から施行し、適用にあたっては次の各項に掲げるとおりとする。

(1)　工学部電気工学科及び経営工学科の平成6年度以降の入学生から適用する。

(2)　工学部土木工学科の平成5年度以降の入学生及び建設工学科の平成9年度以降の入学生から適用する。

(3)　環境学部環境デザイン学科の平成5年度以降の入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成10年8月31日から施行し、平成11年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、新学則第20条第1項及び第2項第5号の編入学に関する規定については、平成12年度入学生から適用する。

2　新学則第20条第2項第5号に定める者は、平成6年6月21日文部省告示第84号の規定により、専門士の称号の付与が認められた者並びに平成6年以前に文部省の定める基準を満たす専門課程を修了した者とする。

3　平成10年度以前の入学生が、新学則第10条第1項別表2に定める授業科目を履修する場合の取り扱いは別に定める。

附　　則

1　この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

2　平成11年度以前の工学部の入学生（以下「旧カリ学生」という。）にかかる単位の計算基準、コースの履修方法及び卒業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

3　旧カリ学生が、第9条第1項に定める授業科目を別に定めるところにより受講し修得した場合は、入学時の教育課程表に定める授業科目を修得したものとみなす。

4　工学部の電子工学科、電気工学科、機械工学科及び経営工学科の学生募集は、平成11年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成12年度から平成14年度の学生定員は、第2条の規定に係わらず、次表のとおりとする。

学　科 ＼ 年　度	電子工学科		電気工学科		機械工学科		経営工学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成12年度	0名	390名	0名	390名	0名	690名	0名	390名
平成13年度	0名	260名	0名	260名	0名	460名	0名	260名
平成14年度	0名	130名	0名	130名	0名	230名	0名	130名

5　前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

1　この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2　環境学部環境デザイン学科の学生定員は、第2条第2号の規定にかかわらず、平成12年度から平

成 16 年度の間、入学定員 180 名、収容定員 720 名とする。

附　　則

1　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。

2　工学部建設工学科の平成 11 年度入学生にかかる学則第 10 条第 1 項に定める別表 1 については、別に定めるところによる。

附　　則

この学則は、平成 12 年 3 月 23 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 12 年 6 月 26 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 35 条の 2 並びに別表 1、別表 2（環境学部環境デザイン学科の教育課程表を除く。）及び別表 3 の規定は、平成 13 年度入学生から適用する。ただし、工学部知的情報システム工学科については、平成 12 年度入学生から適用する。

3　改正後の別表 2〔環境学部環境デザイン学科の教育課程表〕については、平成 11 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 13 年 1 月 29 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 13 年 2 月 26 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 13 年 3 月 26 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附　　則

この学則は、平成 13 年 4 月 24 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附　　則

この学則は、平成 13 年 5 月 28 日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 35 条の 2 第 2 項、別表 1 及び別表 3 の規定は、電子・光システム工学科、電気・ディジタルシステム工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の平成 14 年度以降の入学生について適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 14 年 2 月 25 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

2　改正後の別表 3「教職に関する科目（工業・情報）」のうち「教職総合ゼミナール」については、平成 12 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 14 年 12 月 26 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 15 年 1 月 27 日から施行し、平成 15 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成15年3月19日から施行し、平成14年12月1日から適用する。

附　　則

この学則は、平成15年5月26日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成15年7月31日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成16年3月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2　第35条第1項及び第2項に定める卒業に必要とする単位数並びに別表１、２については、平成16年度入学生から適用する。

3　第20条に定める編入学に関する規定は、平成17年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第62条第1項に定める教育学習支援センターについては、平成15年4月1日から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成17年8月3日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

2　平成17年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第1条、第2条、第9条、第10条、第31条、第35条及び第35条の2に関する取扱はなお従前の例による。

3　工学部電気・ディジタルシステム工学科、建設工学科及び知的情報システム工学科並びに環境学部環境情報学科の学生募集は、平成17年度限り停止する。

この場合において、当該学科の平成18年度から平成20年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科／年度	電気・ディジタルシステム工学科		建設工学科		知的情報システム工学科		環境情報学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成18年度	0名	390名	0名	540名	0名	390名	0名	300名
平成19年度	0名	260名	0名	360名	0名	260名	0名	200名
平成20年度	0名	130名	0名	180名	0名	130名	0名	100名

4　前項に掲げる学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

1　この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第20条に定める編入学の取扱いについては、平成19年度編入学者から適用する。

2　平成17年度以前入学生に係る第34条の2に定める成績の評価については、なお、従前の例による。

3　第34条の3に定めるＧＰＡ制度については、平成18年度入学生から適用する。

4　平成17年度以前入学生に係る旧学則第34条の3に定める進級制限は、平成17年度以降適用しないものとし、このことに伴う取扱いは、別に定めるところによる。

附　　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、平成18年9月21日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成18年6月22日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

2　平成 18 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 10 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。

3　工学部電子・光システム工学科の学生募集は、平成 18 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 19 年度から平成 21 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科／年度	電子・光システム工学科	
	入学定員	収容定員
平成 19 年度	0 名	270 名
平成 20 年度	0 名	180 名
平成 21 年度	0 名	90 名

4　工学部電気・デジタルシステム工学科、機械システム工学科、都市建設工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地域環境学科の平成 19 年度から平成 21 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区　　分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電気・デジタルシステム工学科	350 名	340 名	330 名
機械システム工学科	490 名	500 名	510 名
都市建設工学科	310 名	300 名	290 名
建築工学科	340 名	360 名	380 名
環境デザイン学科	380 名	400 名	420 名
地域環境学科	300 名	280 名	260 名

5　工学部電子・光システム工学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 19 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 20 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　工学部電子情報工学科及び情報学部情報工学科の平成 20 年度から平成 22 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区　　分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
電子情報工学科	310 名	300 名	290 名
情報工学科	410 名	420 名	430 名

附　　則

1　この学則は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

2　工学部建設工学科の平成 16 年度及び平成 17 年度入学生の専門教育科目の卒業に必要な単位数の取扱いは、次のとおりとする。

社会建設工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）54 単位、選択科目 42 単位以上の合計 96 単位以上とする。

建築工学コースの学生は、必修科目（コース必修を含む）60 単位、選択科目 36 単位以上の合計 96

単位以上とする。

附　　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 21 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附　　則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成 22 年度入学生から適用する。

2　平成 21 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 31 条、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱いは、なお、従前の例による。

3　工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科の学生募集は、平成 21 年度限り停止する。この場合において、当該学科の平成 22 年度から平成 24 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科／年度	電気・デジタルシステム工学科		都市建設工学科		地域環境学科	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
平成 22 年度	0 名	240 名	0 名	210 名	0 名	180 名
平成 23 年度	0 名	160 名	0 名	140 名	0 名	120 名
平成 24 年度	0 名	80 名	0 名	70 名	0 名	60 名

4　工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び建築工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成 22 年度から平成 24 年度の収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電子情報工学科	290 名	300 名	310 名
機械システム工学科	510 名	500 名	490 名
建築工学科	420 名	440 名	460 名
環境デザイン学科	450 名	460 名	470 名
地球環境学科	330 名	340 名	350 名

5　工学部電気・デジタルシステム工学科及び都市建設工学科並びに環境学部地域環境学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

この学則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。

2　平成 23 年度以前入学生にかかる広島工業大学学則第 1 条、第 2 条、第 2 条の 2、第 10 条、第 31 条の 2、第 35 条及び第 35 条の 2 に関する取扱はなお従前の例による。

3　情報学部健康情報学科の学生募集は、平成 23 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の平成 24 年度から平成 26 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学科 年度	健康情報学科	
	入学定員	収容定員
平成24年度	0名	240名
平成25年度	0名	160名
平成26年度	0名	80名

4　工学部電子情報工学科及び都市デザイン工学科並びに環境学部環境デザイン学科及び地球環境学科の平成24年度から平成26年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子情報工学科	300名	300名	290名
都市デザイン工学科	300名	300名	290名
環境デザイン学科	460名	460名	450名
地球環境学科	340名	340名	330名

5　情報学部健康情報学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

1　この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

2　第23条第1項及び第42条第2項の規定は、平成23年度以前入学生についても適用することができる。

附　　則

この学則は、平成24年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2　平成27年度以前入学生にかかる第2条、第2条の2、第9条の2、第10条、第31条の2、第32条、第33条の3、第34条の3、第34条の4、第35条、第35条の2、第35条の3、第42条及び第53条に関する取扱いは、なお従前の例による。

3　工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科の学生募集は、平成27年度限り停止する。

この場合において、当該学科の平成28年度から平成30年度の学生定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学　　科 ＼ 年　　度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
都市デザイン工学科	入学定員	0名	0名	0名
	収容定員	210名	140名	70名
環境デザイン学科	入学定員	0名	0名	0名
	収容定員	330名	220名	110名

4　工学部建築工学科及び生命学部食品生命科学科の平成28年度から平成30年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建築工学科	470名	460名	450名
食品生命科学科	260名	280名	300名

5　工学部都市デザイン工学科及び環境学部環境デザイン学科は、卒業等により当該学科の在学生がい

なくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 27 年度以前の入学生にかかる第 33 条の 2、第 33 条の 3、第 33 条の 4、第 33 条の 5 及び第 33 条の 6 に関する取扱いは、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 29 年度以前の入学生にかかる第 10 条第 2 項及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。

附　　則

この学則は、平成 31 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、平成 32 年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 31 年度以前入学生にかかる第 2 条、第 2 条の 2、第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 10 条、第 32 条、第 33 条の 6、第 34 条の 4、第 35 条及び第 35 条の 3 に関する取扱いは、なお従前の例による。

3　情報学部知的情報システム学科の学生募集は、平成 31 年度限り停止する。

この場合において、当該学科の令和 2 年度から令和 4 年度の学生定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学　科 ＼ 年　度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的情報システム学科	入学定員	0 名	0 名	0 名
	収容定員	300 名	200 名	100 名

4　環境学部地球環境学科の令和 2 年度から令和 4 年度収容定員は、第 2 条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地球環境学科	310 名	300 名	290 名

5　情報学部知的情報システム学科は、卒業等により当該学科の在学生がいなくなった年度の末日をもって廃止する。

附　　則

この学則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附　　則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附　　則

1　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2　令和3年度以前入学生にかかる第2条に関する取扱いは、なお従前の例による。

3　工学部建築工学科、環境学部建築デザイン学科及び生命学部食品生命科学科の令和4年度から令和6年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建築工学科	450名	460名	470名
建築デザイン学科	410名	420名	430名
食品生命科学科	300名	280名	260名

4　第10条第1項に定める別表1（工学部　環境土木工学科　教育課程表）の規定は、令和2年度入学生から適用する。

5　第10条第2項に定める別表5（教職に関する科目）の規定は、令和4年度入学生から適用する。

附　　則

1　この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2　令和5年度以前入学生にかかる第2条に関する取扱いは、なお従前の例による。

3　工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の令和6年度から令和8年度収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区　　分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電子情報工学科	300名	320名	340名
機械システム工学科	470名	460名	450名
知能機械工学科	350名	340名	330名

変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）

この度の工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の収容定員に係る学則変更届出に伴い、広島工業大学学則を次のとおり変更する。

１．第２条（学部、学科及び収容定員）

・ 既設の工学部電子情報工学科の入学定員及び収容定員の変更

・ 既設の工学部機械システム工学科の入学定員及び収容定員の変更

・ 既設の工学部知能機械工学科の入学定員及び収容定員の変更

広島工業大学学則の一部改正　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（学部、学科及び収容定員）
第２条　本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。
(1)　工学部
電子情報工学科　入学定員　90 名　収容定員 360 名
同右
機械システム工学科　入学定員 110 名　収容定員 440 名
知能機械工学科　入学定員　80 名　収容定員 320 名
同右
同右
(2)　情報学部
同右
同右
(3)　環境学部
同右
同右
(4)　生命学部
同右
同右

附　　則
１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。
２　令和５年度以前入学生にかかる第２条に関する取扱いは、なお従前の例による。
３　工学部電子情報工学科、機械システム工学科及び知能機械工学科の令和６年度から令和８年度収容定員は、第２条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。
<table><tr><th>区　　分</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th></tr><tr><td>電子情報工学科</td><td>300 名</td><td>320 名</td><td>340 名</td></tr><tr><td>機械システム工学科</td><td>470 名</td><td>460 名</td><td>450 名</td></tr><tr><td>知能機械工学科</td><td>350 名</td><td>340 名</td><td>330 名</td></tr></table></td><td>（学部、学科及び収容定員）
第２条　本大学に次の学部、学科を置き、その収容定員は、次のとおりとする。
(1)　工学部
電子情報工学科　入学定員　70 名　収容定員 280 名
電気システム工学科　入学定員　90 名　収容定員 360 名
機械システム工学科　入学定員 120 名　収容定員 480 名
知能機械工学科　入学定員　90 名　収容定員 360 名
環境土木工学科　入学定員　70 名　収容定員 280 名
建築工学科　入学定員 120 名　収容定員 480 名
(2)　情報学部
情報工学科　入学定員 110 名　収容定員 440 名
情報コミュニケーション学科　入学定員 110 名　収容定員 440 名
(3)　環境学部
建築デザイン学科　入学定員 110 名　収容定員 440 名
地球環境学科　入学定員　70 名　収容定員 280 名
(4)　生命学部
生体医工学科　入学定員　60 名　収容定員 240 名
食品生命科学科　入学定員　60 名　収容定員 240 名</td></tr>
</table>

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア　学則変更（収容定員変更）の内容

・　工学部電子情報工学科の入学定員 70 名を 90 名に変更及び収容定員 280 名を 360 名に変更する。

・　工学部機械システム工学科の入学定員 120 名を 110 名に変更及び収容定員 480 名を 440 名に変更する。

・　工学部知能機械工学科の入学定員 90 名を 80 名に変更及び収容定員 360 名を 320 名に変更する。

イ　学則変更（収容定員変更）の必要性

社会情勢の変化や志望者からの需要の変化により、一部定員に満たない学科がある一方で、多くの志願が集まり入学定員を超えて受入れている学科があることから、この度の入学定員及び収容定員変更は、この現状に即すものである。

ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

(ｱ)【教育課程】

教育課程は変更しない。入学定員及び収容定員増とする学科については、近年の入学学生数の増減の幅に収まる範囲での入学定員及び収容定員変更であるため、変更前と同等の教育を行うことに支障はない。また、大学全体の入学定員及び収容定員は変えないため、リベラルアーツ教育等全学的に共通する科目についても、変更前と同等の質を担保できる。

(ｲ)【教育方法・履修指導】

教育方法及び履修指導は変更しない。これまで同様、アクティブラーニングの要素を取り入れるなど工夫した教育方法をすべての科目で維持する。また、チューター制度を活用して行っているきめ細かな履修指導についても、現状の受入れ学生数に即する形での変更であるため、変更前と変わらない品質で行うことができる。

(ｳ)【教員組織】

教員組織は変更しない。収容定員増となる工学部電子情報工学科の S/T 比について、変更前は 28.1%、変更後は 32.7%であり、変更前後で大きな変化はなく、現状の受入れ学生数に即した形での変更であるため、教員組織の変更は行わなくても収容定員変更前と同等の指導体制を担保できる。

(ｴ)【施設・設備】

施設・設備は変更しない。収容定員増となる学科の実習及び実験等に係る施設・設備については、受入れ人数の増減を加味して整備している。今回の増加分は、近年の当該学科の受入れ人数の増減の範囲内に収まるものであり、変更前と同等の教育環境を担保できる。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア　定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

イ　地域・社会的動向等の現状把握・分析

ウ　定員を変更する学科の趣旨目的、教育内容、定員設定等

エ　学生確保の見通し

オ　学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

資料

【資料１】私立大学・短期大学等入学志願者動向（工学部、理工学部、情報科学部 抜粋）

【資料２】本学と併願関係にある近隣私立大学電子情報工学科における入学定員充足率状況

【資料３】既存学科の志願倍率及び定員充足率状況

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア　定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

本学は工学部、情報学部、環境学部、生命学部の４学部に全 12 学科を置く入学定員 1,080 人、収容定員 4,320 人の大学である。広島県を中心とした中国・四国地域のものづくり企業を支える技術者を育成しており、社会のニーズに応えるべく、それぞれの学部学科の学びの充実を図っている。

本学ではこれまで、それぞれの学科の学びを高校生に伝えるべく、媒体を利活用した広報のみならず、オープンキャンパス、高校訪問など直接高校生に訴える対面行事にも力を入れ、志願者及び入学者の確保に努力している。

近年、データサイエンスや AI（人工知能）などに代表されるように、情報技術の発展とその各分野での利活用が注目を浴びており、社会ではこれらの技術を学んだ高度情報技術者が強く求められている。この傾向は、本学が位置する中国・四国地域でも同様で、今後も、この傾向は続くと予想される。

イ　地域・社会的動向等の現状把握・分析

教育未来創造会議の提言にもあるように、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成が高等教育機関に求められている。そのような中、製造業を中心とした企業が多い広島県を中心とした中国・四国地方の産業界を下支えする技術者の養成は、本学にとっての使命でもある。地域社会からは、旧来の工学系分野の専門技術者のみならず、それぞれの分野におけるデジタル化や分野を横断して思考できる未来を創造する技術系人材が強く求められている。

特に、情報系人材は、中国・四国地域のみならず全国的にみてもその必要性は高く、情報関連企業だけでなく、あらゆる業種に関する企業からも求められている。さらに、IMD（国際経営開発研究所）が 2021 年版として公表した世界デジタル競争力ランキングにおいて、日本は 28 位に甘んじていることからも、今後も日本として力を入れていかなければならない状況が続くと思われ、その人材育成は必須である。

ウ　定員を変更する学科の趣旨目的、教育内容、定員設定等

本学及び地域・社会的動向等の現状把握・分析より、本学はこれまで以上に、これからの社会を創造し、地域の活性化に貢献する技術系人材を輩出することが求められると考えられる。このことから、工学部にある情報系の学問領域を持つ「電子情報工学科」で学び、社会

に巣立つ学生は、これまで以上に社会で求められ且つ活躍すると考えられる。そこで、社会のニーズに応えるために、工学部電子情報工学科の入学定員を 20 人増やし、90 人とする。

なお、この度は収容定員のみを変更するものであって、その趣旨目的及び教育内容等は変更しない。

エ　学生確保の見通し

本学工学部電子情報工学科の学問領域は、日本私立学校振興・共済事業団が公表している令和４（2022）年度「私立大学・短期大学等入学志願者動向」【資料 1】の系統区分によれば、理・工学系の工学部、理工学部、情報科学部に分類されると考えられる。この【資料 1】によれば、令和４年度の入学定員は工学部が 21,834 人、理工学部が 17,870 人、情報科学部が 1,100 人であり、それぞれの学部の入学定員充足率は 104.82%、104.20%、105.91%となっている。また、過去５年間の志願倍率は工学部で 9.7～12.0 倍、理工学部で 14.0～15.7 倍、情報科学部で 21.8～31.9 倍となっており、特に令和４年度の単年度を見てみると、それぞれ 11.2 倍、14.1 倍、31.9 倍である。これらのことから、電子情報工学科の学問領域では、入学定員充足率が高く、また、志願倍率も高い水準であることがわかる。

また、電子情報工学科を持つ近隣私立大学（中国・四国地域）の状況は、「本学と併願関係にある近隣の私立大学電子情報工学科における定員充足率状況」【資料 2】のとおり、電子情報工学科の定員充足率は 101.3%～132.5%となっており、本学の学生募集主要地域においても十分に定員を確保できると考える。

一方、「既存学科の志願倍率及び定員充足率状況」【資料３】に示すとおり、本学工学部電子情報工学科の過去５年間の志願倍率は 8.5 倍～13.9 倍（平均 11.1 倍）と非常に高い水準にある。また、入学定員充足率も 101.4%～118.6%（平均 112.0%）と高い水準で推移している。さらに、【資料 2】をみても、この電子情報工学科の学問領域は一定の需要があることがわかる。

オ　学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果を以下にあげる。

１．オープンキャンパスの実施

参加者の出願率は例年 60%以上であるため、2021 年度からオープンキャンパスを年 3 回実施している。3 月は主に高校 1・2 年生を対象とした小規模な見学型で、低学年の接触者に対する志望度の向上を目指している。7 月及び 8 月は主に高校 2･3 年生を対象とした体験型で、

その後の継続的なフォローを行い、参加者の確実な出願に結び付くよう努めている。

２．高校内ガイダンス・進学相談会への参加

高校内ガイダンスや進学相談会が本学を知るきっかけになったと回答する学生が入学者の約 1 割を占めるため、例年約 400 件の高校内ガイダンス、160 会場の進学相談会に講師を派遣している。その際、大学案内のほかに、各入試区分の詳細を記載した入学者選抜要項や高校生向けに作成した広報冊子、本学過去問を集約した入試問題集などを配布することで、実際の出願に結び付くよう認知度向上に努めている。

３．入学者選抜実施地域の拡充

他大学併願が可能な学校推薦型選抜（公募制）及び一般選抜において、現在実施している関西、中国、四国、九州の試験会場に加え、今年度より新たに東京、名古屋、那覇に試験会場を設け、遠隔地の高校からの志願者増大を目指している。

４．　志願者への接触（発送と発信）

業者の名簿や本学への接触者データを利用し、ターゲットを絞った DM を発送し、本学への興味喚起や出願促進を行う。ここでは、特定分野の志望者及び国公立大の志望者を選別して DM を発送することで、他大学併願者の新規獲得に努める。

５．　各種広報物の作成

高校 1・2 年生向けに理系の魅力を伝える理系発見 BOOK や本学の学びを紹介する学問探し BOOK、高校 2・3 年生向けに本学の教員や研究を紹介する研究ダイジェストなどを作成し、資料請求者に発送している。

６．マス広報の実施

本学の認知度向上を図る広報の展開として、従前からの新聞広告や駅看板広告に加え、若者に人気のある本学卒業生の若手タレントを起用した TV-CM や YouTube などの社会的インパクトのあるマス広報を展開することで、本学の認知度を高め、志願者増に取組み、全入試の実志願者数 2,000 人を見込んでいる。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

①　人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的(概要)

本学は、建学の精神「教育は愛なり」、教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」に則り、科学と真理に関わる知識と技術を身に付け、豊かな人間性を有する倫理観ある技術系人材の養成を目指している。工学部電子情報工学科においても、この目標を踏まえつつ、学科の学びに沿った人材育成目標を掲げ、教育課程に反映させている。

【各学科が養成する人材像や教育研究上の目的】

工学部電子情報工学科は、専門的な科学技術の基礎力、創造性教育のための体験学習、学際性及び社会力育成にかかる教育を重視するとともに、ものづくりを通して、社会に奉仕、貢献できる、エレクトロニクス関連分野、コンピュータシステム関連分野、情報通信関連分野及び一般産業分野で活躍できる人材の育成を目的としている。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な証拠

これまでも工学部電子情報工学科は、以下に記すデータが示すとおり、地元に限らず広く社会の要請に応える人材を輩出してきたと自負している。そして、今回当該学科の定員増を図ることにより、さらにその姿勢を明確にするものである。

1. 既設学部における最近3年間の求人件数の状況

工学部電子情報工学科における最近3年間の求人数の実績(学部不問の求人を含む)は、令和3年3月卒業者は就職希望者52人に対して求人数2,883件で求人倍率55.4倍、令和4年3月卒業者は就職希望者62人に対して求人件数2,547件で求人倍率41.1倍、そして令和5年3月卒業者は就職希望者54人に対して求人件数2,994件で求人倍率55.4倍となっている。

2. 卒業後の進路状況

工学部電子情報工学科の令和4年度卒業生の進路状況は、卒業者(A) 67人に対し、就職者数(B)54人、大学院等進学者数(C)11人であり、進路決定率([B+C]/A)は97.0%と、極めて良好な結果である。主な就職先企業の業種別内訳は、製造業50.0%、情報通信業20.4%、建設業13.0%、卸売・小売業7.4%、サービス業7.4%と続いている。

また、教育未来創造会議の第1次提言にもあるように、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成が高等教育機関に求められており、特に製造業を主とした企業が多い広島県を中心とした中国・四国地方の産業界を下支えする技術者の養成が急務となっている。その中で、半導体技術を基本とした電子デバイスや回路などの電子技術を持った人材が強く求められており、令和5年度以降も相応の求人が期待できる。

最後に、このように良好な進路実績を挙げた背景には、卒業研究担当教員を中心とした個別指導に加え、本学の全学的な就職支援システムが機能していることがあると考える。具体的には、以下に示す就職支援・キャリア形成支援体制を敷いている。

3. 就職支援・キャリア形成支援体制

3.1 キャリアセンターの主な活動状況

・職場研究（低年次からのキャリア形成支援）

・時期・ニーズに応じたガイダンス（業界研究、インターンシップ及びUターン就職等）
・キャリアアドバイザーによる個人面談
・各種セミナー（面接対策、自己分析及び業界研究他）
・学内合同の会社説明会（年数回開催）
・学内個別会社説明会
・優良企業の開拓

3.2　キャリアデザインの要素を含む複合的科目（社会実践科目）の開設

学科の学びに基づいた社会と繋がるテーマを取上げながら、1・2年次生が同一の少人数グループで課題に取り組む必修科目として「HIT基礎実践A～D（1年次必修）」「HIT応用実践A～D（2年次必修）」を開設している。この中で、自らのキャリアを見つめるとともに高いコンピテンシーを身に付けている。1年次から2年次まで、一連の科目を継続的に開講し、随所にキャリア形成の要素を散りばめている。具体的には「キャリアデザインに関する学びの将来計画」「キャリア教育への導入」「キャリア形成と就業体験の支援」及び「キャリアの自己実現の支援」などの内容を含んでいる。

加えて、1年次と3年次にジェネリックスキル測定テスト及びその事後指導、3年次に就職試験のための適性検査対策等を実施している。

3.3　インターンシップ

・産学連携実習（約１か月）
・地域課題解決実習
・インターンシップ（実働60時間）
・広島県と共同開発したパッケージ型インターンシップ

3.4　学生による学生のためのキャリア支援

・学生キャリア・ピア・サポーター制度（就職内定した4年生が後輩にアドバイスを行う制度）

資料目次

【資料１】私立大学・短期大学等入学志願者動向（工学部、理工学部、情報科学部　抜粋）

【資料２】本学と併願関係にある近隣私立大学電子情報工学科における入学定員充足率状況

【資料３】既存学科の志願倍率及び定員充足率状況

私立大学・短期大学等入学志願者動向（工学部，理工学部，情報科学部　抜粋）　【資料１】

				H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	理・工学系	工学部	入学定員（人）	22,954	22,979	22,010	22,649	21,834
			志願者（人）	223,270	256,256	265,197	238,695	243,538
			志願倍率	9.7	11.2	12.0	10.5	11.2
			入学者数（人）	23,767	24,293	23,507	23,120	22,887
			入学定員充足率（%）	103.54	105.72	106.80	102.08	104.82
2	理・工学系	理工学部	入学定員（人）	18,681	18,441	18,581	18,040	17,870
			志願者（人）	265,201	275,555	292,296	253,201	252,100
			志願倍率	14.2	14.9	15.7	14.0	14.1
			入学者数（人）	18,570	18,318	18,496	18,055	18,621
			入学定員充足率（%）	99.41	99.33	99.54	100.08	104.20
4	理・工学系	情報科学部	入学定員（人）	1,046	1,046	1,046	1,090	1,100
			志願者（人）	22,836	26,130	27,781	29,130	35,040
			志願倍率	21.8	25.0	26.6	26.7	31.9
			入学者数（人）	1,075	1,126	1,136	1,237	1,165
			入学定員充足率（%）	102.77	107.65	108.60	113.49	105.91

日本私立学校振興・共済事業団,”主な学部別の志願者・入学者動向（大学）”.

平成30(2018)～令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願者動向

本学と併願関係にある近隣私立大学電子情報工学科における入学定員充足率状況　　【資料２】

大学	都道府県	学部	学科	入学定員（人）	入学者数（人）	定員充足率（%）	対象年度※	備考
福岡大学	福岡	工学部	電子情報工学科	150	152	101.3	2022	大学ホームページより
福岡工業大学	福岡	工学部	電子情報工学科	90	98	108.9	2022	大学ホームページより
徳島文理大学	香川	理工学部	電子情報工学科	40	53	132.5	2022	大学ホームページより
近畿大学	広島	工学部	電子情報工学科	95	101	106.3	2023	大学ホームページより
広島工業大学	広島	工学部	電子情報工学科	70	80	114.3	2023	

※2023年度の情報が公表されていない大学については、2022年度の情報を記載しています。

既存学科の志願倍率及び定員充足率状況　　【資料３】

			H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
電子情報工学科	工学部	入学定員（人）	70	70	70	70	70
		志願者数（人）	596	975	788	832	706
		志願倍率	8.5	13.9	11.3	11.9	10.1
		入学者数（人）	75	71	83	83	80
		定員超過率（%）	107.1	101.4	118.6	118.6	114.3

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教　　員　　名　　簿

学　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
－	学長	ﾅｶﾞｻｶ　ﾔｽｼ 長坂　康史 〈平成31年4月〉		博士 （理学）		広島工業大学　学長 （平成31.4～令和7.3）

（注）　高等専門学校にあっては校長について記入すること。